

御宿町告示第3号

平成23年御宿町議会第1回定例会を次のとおり招集する。

平成23年3月3日

御宿町長 石 田 義 廣

記

1. 期 日 平成23年3月8日

1. 場 所 御宿町役場議場

平成23年第1回御宿町議会定例会

議事日程（第1号）

平成23年3月8日（火曜日）午前9時02分開会

- 日程第 1 会議録署名人の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 議案第 1号 御宿町監査委員の選任について
- 日程第 6 議案第 2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 7 議案第 3号 御宿町教育委員会委員の任命について
- 日程第 8 議案第 4号 御宿町教育委員会委員の任命について
- 日程第 9 議案第 5号 御宿町教育委員会委員の任命について
- 日程第10 議案第 6号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	松崎啓二君	2番	白鳥時忠君
3番	川城達也君	4番	新井明君
5番	石井芳清君	6番	伊藤博明君
7番	小川征君	8番	中村俊六郎君
9番	式田孝夫君	10番	貝塚嘉軼君
11番	大地達夫君	12番	瀧口義雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石田義廣君	教育長	佐藤和己君
総務課長	氏原憲二君	企画財政課長	木原政吉君
産業観光課長	藤原勇君	教育課長	大竹伸弘君
建設環境課長	米本清司君	税務会計課長	渡辺晴久君
保健福祉課長	多賀孝雄君	会計室長	佐藤昭夫君

事務局職員出席者

事務局長	岩瀬由紀夫君	主任主事	市東秀一君
------	--------	------	-------

開会の宣告

議長（新井 明君） 皆さん、おはようございます。

2月22日のニュージーランド・クライストチャーチの地震において、多くの日本人が被災されました。被災された方々に対し、お見舞いを申し上げます。

また、一刻も早い復興をお祈り申し上げます。

本日、平成23年第1回定例会が招集されました。

本日の出席議員は12名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより平成23年3月招集御宿町議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

（午前 9時02分）

諸般の報告

議長（新井 明君） 監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。お手元に配付の資料によりご了承願います。

傍聴人に申し上げます。本日は、傍聴席が混雑いたしますので、けがのないように注意され、傍聴にあたっては、傍聴規則に従い、静粛をお願いいたします。

なお、携帯電話は電源を切るか、マナーモードの設定にしてください。

表彰

議長（新井 明君） 会議前に、平成22年度全国町村議会議長会自治功労表彰の伝達を行います。

今回の表彰は、議会議員として地域住民の負託を受け、15年以上にわたり町発展のために尽力したことによるものです。

局長、名前をお願いいたします。

事務局長（岩瀬由紀夫君） 今回受賞される方は新井議長と松崎議員、中村議員でございます。

前のほうへよろしくお願いいたします。

表彰状、千葉県御宿町、松崎啓二殿、あなたは町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与せられたその功績は誠に顕著であります。

よって、ここにこれを表彰します。

平成23年2月9日、全国町村議会議長会会長野村弘。おめでとうございます。（拍手）

表彰状、千葉県御宿町、新井 明殿。

あなたは町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与せられたその功績は誠に顕著であります。

よって、ここにこれを表彰します。

平成23年2月9日、全国町村議会議長会会長、野村弘。おめでとうございます。（拍手）

表彰状、千葉県御宿町、中村俊六郎殿。

あなたは町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与せられたその功績は誠に顕著であります。

よって、ここにこれを表彰します。

平成23年2月9日、全国町村議会議長会会長、野村弘。おめでとうございます。（拍手）

（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

行政視察報告

議長（新井 明君） 続きまして、教育民生委員長、石井芳清君より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

教育民生委員長（石井芳清君） 5番、石井です。

この場をおかりいたしまして、視察報告をさせていただきます。

野沢温泉村議会と議会改革と町づくりについて交流、報告者、議会議員、石井芳清。

御宿町議会では、姉妹都市である野沢温泉村と交流を進めており、昨年夏に海山交流とともに、野沢温泉村議員が来町し、議会改革と町づくりについて意見交換をしました。

その中で、4年間の任期のうち、少なくとも相互に1回以上交流することが合意され、今年1月の野沢温泉村で行われた海山交流に合わせて、1月26日から27日に視察研修を実施しました。

なお、今回の視察研修は、募集形式で行われ、参加者は新井議長、瀧口副議長、白鳥議員、

大地議員、私、石井の5人の議員が参加しました。

議会事務局からは市東さんに同行をいただきました。この場をかりてお礼を申し上げます。大変ありがとうございました。

野沢温泉村では、野沢中学校で行われた海山交流の歓迎式に参加し、その後、村内の施設や役場の議場を視察、委員会室で意見交換を行いました。

意見交換会では、野沢温泉村議会から久保田議長、御宿町議会から新井議長が報告し、相互に熱心な意見交換が行われました。内容は多岐にわたりますので、特徴点についてのみ報告をいたします。

まず、議会活性化に向けての取り組みであります。一般質問について平成17年から、それまでの一括方式から、一問一答式にして、質問回数をそれぞれ3回までとしたこと。さらに、一般質問を本町の議場と同様に、執行部席中央の登壇席から議員席中央に移し、対面式にしたことです。登壇席は議員定数が減って余った席を改修して使っています。

また、平成21年より、よりかみ合った議論を求めて、第1回の質問に対する執行機関の趣旨文を配付しています。

なお、一般質問の通告は、以前は1週間前に締め切っていたそうではありますが、質問事項が議案に入っていたり、逆に予定されていたことが省かれていたりして、質問事項が意味をなさなくなるおそれがあり、現在は村長が提案説明を行った次の日の午前中までに変更を求めることになっています。そのために、開会前と村長の議案説明後の2回の議運を行い、議事日程を調整しています。なお、平成21年より議案審議前に一般質問を行うように日程の変更をしています。

また、平成20年より、全員協議会を正式な会議として、議会のない月も開催しています。

次に、開かれた議会についてですが、現在はCATVを使って一般質問だけを議会放映しています。放映するのは、議会後の日曜日の夜と次の月曜日の午前中で、放映時間が決められており、質問者が少なければ時間内で繰り返し放映しています。ただ、課題としては、テレビ放映の影響なのか、議会の傍聴者が極めて少なく、傍聴者が増えるよう検討を行っているそうです。

次に、議員定数と報酬についてですが、現在の野沢温泉村議会は定数が8名で1名が死去され、7名で2つの常任委員会を構成していますが、1つの委員会に3名、4名では審議にならないので、現在合同で行っています。

また、議会議員は平成17年に12名から8名に削減していますが、その理由は単独での町づくりの検討を行う中で、議会独自の判断で決めたことだそうであります。しかし、減らし過ぎたというのが実感とのことです。

報酬についても議長が19万3,000円、議員が11万7,000円で、一定の収入と時間がある人でないと議員になれないのが実態であり、若くてやる気のある人に議会で働いてもらえる条件整備が必要だという意見が多勢を占めており、平成22年に議員定数等に関する調査特別委員会が設置されて、次期の改選から定数と報酬を増やす方向で検討を進めていると報告されました。

現在、御宿町議会でも議会改革委員会が設置されて、研究、調査を行っていますが、地方自治法で定められた二元代表制のもとで、住民の負託を受け、50億円の予算の執行に責任を持つ議会のあり方について、今回の研修は大変示唆に富むものとなったと感じております。

次に、町づくりについてですが、本町でもこの4月より景観行政団体へ移行するようですが、野沢温泉村でも景観条例の設置という現村長の公約として、潤いのある美しい町づくり条例が平成22年11月に制定されました。手の届くような温かな町並みや地域の景観や文化を残したいということで議論され、国の景観法は申請せず、100年たっても生きる条例として大枠を定め、別途村独自のガイドラインをつくっています。なお、この事業は50万円の補助金があります。

次に、全国でも珍しいスキー場安全条例を平成22年11月に制定しています。これは安全管理について利用者の自己責任を明記し、事故防止と利用者のマナー向上を図るために、スキー場のコース外で起きた事故について、救助にかかった費用をスキーヤーが弁償すると定めたものです。

本町も夏季は海水浴場を設置していますが、安全対策をどう進めるのか、いま一度検証の必要性を感じました。

以上、雑駁な報告であります。私自身といたしましても、議会運営や町づくりについて同じようであり、さまざまな違いがあることに改めて大きな驚きを感じています。

野沢温泉村とは姉妹都市を結んでいるわけですが、これからも相互に違いを認め合い、よいところを学び合いながら、人と文化などの交流を大いに深め、両村町がますます発展されますことを希望して、報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

会議録署名人の指名について

議長（新井 明君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は、会議規則第119条の規定により議長より指名いたします。10番、貝塚嘉君、11番、大地達夫君をお願いいたします。

会期の決定について

議長（新井 明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の日程は、あらかじめ配付した日程により、本日から7日間とし、本日は、石田町長から今定例会に提出された22議案に関する提案理由の説明及び諸般の報告を求めた後、一般質問及び議案第1号から第6号を行い、散会いたします。

明日9日は議案第7号から議案第25号について順次上程の上、質疑の後、採決を行います。

議案第26号の平成23年度一般会計予算につきましては、上程の上、町執行部の説明までいたします。

10日から13日までは、議案審査のため休会とし、14日に議案第26号を質疑、討論の上、採決した後、発議第1号についてを採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま申し上げたとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から7日間とし、8日及び9日は議案質疑、採決のため会議を開き、10日から13日までは議案審査のため休会とし、最終日を14日に決定いたしました。

諸般の報告について

議長（新井 明君） 日程第3、諸般の報告について。

今定例会に際し、石田町長から議案に対する提案理由の説明並びに諸般の報告について発言を求められておりますので、これを許可いたします。

石田町長。

町長（石田義廣君） 本日ここに平成23年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

先ほど議長からご報告がございましたが、2月22日朝、ニュージーランド・クライストチャーチ市南東約10キロメートル付近で、マグニチュード6.3の地震が発生し、クライストチャーチ市内で建物などの一部が倒壊し、多数の死傷者が発生いたしました。

多くの日本人留学生も被災いたしております。

犠牲になられました方々及びご家族の方々に対して、心からお悔やみを申し上げますとともに、行方不明者の無事をお祈りいたします。

さて、本定例会に提案いたします案件は、町監査役委員の選任を初め人事案件5件、一部事務組合の規約改正1件、条例案件6件、町道の認定、廃止がおのおの1件、工事請負契約の変更について1件、平成22年度各会計補正予算案6件、平成23年度各会計予算案5件の計26議案をご審議いただくことといたしましたが、開会に先立ちまして各議案の提案理由のご説明をさせていただきます。

議案第1号 御宿町監査委員の選任については、現在町監査委員としてご尽力いただいております綱島 勝氏が平成23年3月31日をもって任期満了となりますので、再任について、地方自治法第194条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議案第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、平成23年3月31日をもって任期満了となります河崎修政氏を再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。

議案第3号 御宿町教育委員会委員の任命については、平成23年3月31日をもって任期満了となります浅野祥雄氏の再任について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

議案第4号 御宿町教育委員会委員の任命については、平成23年3月31日をもって任期満了となります本吉幸子氏の再任について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものです。

議案第5号 御宿町教育委員会委員の任命については、平成23年3月31日をもって退任される佐藤和己氏にかわり、新たに竹内達哉氏を教育委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものです。

議案第6号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同約の変更に関する協議については、千葉県市町村総合事務組合の組織団体である館山市及び南房総市学校給食組合が、平成23年3月31日をもって解散することにより、組合の組織団体の数が減少することから、組合を組織する地方公共団体に関する規定及び共同処理する事務にかかわる団体に関する規定の改正について協議するものです。

議案第7号 御宿町住民生活に光をそそぐ基金条例の制定については、国の補正予算の成立に伴い、住民生活に光をそそぐ交付金が創設され、基金による複数年での運用が可能なことから、財源の効果的活用を目的に条例を制定するものです。

議案第8号 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、昨年の千葉県人事委員会勧告を踏まえ、自宅を新築した職員に対する住居手当について段階的に廃止するものです。

議案第9号 御宿町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については、千葉県人事委員会の給与勧告を受け、一般職の職員の給与等に関する条例等の所要の改正を行うものです。

議案第10号 御宿町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、出産育児一時金及び葬祭費の支給額変更をお願いするものです。出産育児一時金につきましては、平成21年10月から平成23年3月までの間、暫定的に引き上げられた支給額が平成23年4月から恒久化されることに伴い、所要の改正を行うものです。また、葬祭費につきましては、国保の財政状況やほかの保険の状況から、支給額の引き下げをお願いするものです。

なお、本案につきましては、去る2月18日に国保運営協議会の審議を経ておりますことを申し添えます。

議案第11号 御宿町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、道路法施行令の改正を受け、千葉県使用料及び手数料条例が改正されたことに伴い、御宿町道路占用料徴収条例の一部を改正するものです。

議案第12号 御宿町消防団条例の一部を改正する条例の制定については、消防組織法第18条第1項に基づき、御宿町消防団条例に所要の改正を行うものです。

議案第13号 町道路線の認定についてと第14号 町道路線の廃止についてでございますが、今回町道路線の認定、廃止をお願いする町道2175号線、町道2155号線については、隣接する地権者から新しい道路用地の寄附とそれと引きかえに旧道路用地を購入したいとの申請がありま

した。町としては、曲線箇所が減少し、地域住民の安全性、利便性の向上が図られること、またほかに支障がないことから、町道路線の認定、廃止をお願いするものです。町道2659号線につきましては、道路の周囲を所有する方から、その囲まれた部分を購入したいとの申請がありました。本路線を廃止しても不利益を生ずる関係人がいない上、関係者から廃止に関する同意書も添付されていることから、町道路線の廃止をお願いするものです。

議案第15号 御宿町地域情報推進基盤整備工事請負契約の変更についてでございますが、地域情報通信基盤整備事業につきましては、情報通信格差是正に対応した超高速ブロードバンド環境を構築するものであり、平成22年第2回臨時会におきまして、ご議決をいただいたところでございますが、事業費の確定により工事請負契約を変更するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第16号 平成22年度御宿町水道事業会計補正予算案（第3号）については、収益的収入及び支出予算の営業費用を210万3,000円追加し、水道事業費用を予算総額2億6,560万円とするものです。補正の理由は、昨年の濁水により増加した受水費と臨時に行いました水質検査料を、また補修修繕に合わせ施行いたしました鉛管交換工事代金の追加をお願いするものです。

議案第17号 平成22年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算案（第4号）につきましては、歳入歳出それぞれ4,254万6,000円を追加し、補正後の予算総額を10億9,684万4,000円とするものです。補正の理由は保険給付費の不足と拠出金、交付金等の精算による変更、国保財政の安定化を目的とする財政調整基金積み立てのための一般会計からの繰り入れのほか、前年度国庫支出金の確定による返還などにより補正をお願いするものです。なお、本案につきましては、去る2月18日に国保運営協議会の審議を経ておりますことを申し添えます。

議案第18号 平成22年度御宿町老人保健特別会計補正予算案（第2号）につきましては、歳入歳出にそれぞれ88万5,000円を追加し、補正後の予算総額を353万8,000円とするものです。補正理由は労働災害の適用を受けることとなった一般保険者からの返納金が生じたことによるものでございます。

議案第19号 平成22年度御宿町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第2号）につきましては、歳入歳出にそれぞれ615万2,000円を追加し、補正後の予算総額を1億2,320万5,000円とするものです。主な内容は、前年度繰越金及び保険基盤安定拠出金の精算による追加をお願いするものです。

議案第20号 平成22年度御宿町介護保険特別会計補正予算案（第4号）につきましては、歳入歳出にそれぞれ1,867万5,000円を増額し、補正後の予算総額を7億4,091万3,000円とするものです。主な内容は、国・県等負担金等の確定による歳入調整やサービス料増加等による介護給付費等に不足額が生じたため、追加をお願いするものです。

議案第21号 平成22年度御宿町一般会計補正予算案（第6号）につきましては、歳入歳出それぞれ6,500万円を追加し、補正後の予算総額を31億1,030万円とするものです。主な内容は国の補正予算の成立を受け、地域活性化交付金等に係る予算の追加や国民健康保険特別会計への繰り出しのほか、決算見込みを踏まえた上で各費目の予算額を調整するものです。また、将来財政の安定運営を踏まえた財政調整基金への積み立て等について補正を行いました。

議案第22号 平成23年度御宿町水道事業会計予算案は、昨年に引き続き老朽化した施設改修を図り、安全でおいしい水の安定供給を目的に予算を編成いたしました。予算規模は収益的収入及び支出につきましては、収入、水道事業収益2億7,500万4,000円、支出、水道事業費用2億6,550万5,000円を計上いたしました。資本的収入及び支出予算では、浄水場の電気設備更新、ろ過池逆先管更新工事等を計画し、資本的収入420万1,000円、資本的支出4,974万8,000円を計上いたしております。

議案第23号 平成23年度御宿町国民健康保険特別会計予算案は、国・県の予算編成基準に基づき編成いたしましたが、予算の大半を占める保険給付費について前年度実績をもとに算定し、これに見合う適正な負担を原則に健全な予算を目標に編成いたしました。予算総額10億5,320万5,000円、対前年度比7.2%増は、保険給付費及び後期高齢者支援金等が要因となっております。本年も昨年に引き続き、広報活動、医療費の適正化及び保健事業等を推進し、財政の健全化に努めてまいりたいと考えております。なお、本予算につきましては、去る2月18日に国保運営協議会の審議を経ておりますので、申し添えます。

議案第24号 平成23年度御宿町後期高齢者医療特別会計予算案は、保険料の改正等、事務費の減額により、予算総額が1億1,260万7,000円、対前年度比3.8%の減となっております。財政運営等の主体が千葉県後期高齢者医療広域連合で行っておりますので、町は保険料の徴収業務を適切に行うとともに、引き続き加入者からの相談などに対応してまいります。

議案第25号 平成23年度御宿町介護保険特別会計予算案は、高齢者人口等の増加や認定者数の増加に伴い、対前年度比6.2%増の7億5,385万6,000円といたしました。最終年度となる第4期介護保険事業計画を勘案しながら、保険給付費、地域支援事業費を算定いたしております。

議案第26号 平成23年度御宿町一般会計予算案は、歳入歳出ともに31億4,000万円とし、平成22年度と比べ2億1,000万円の増といたしました。安全で安心な町づくりのため、有利な補助金を活用し、引き続きLED防犯灯の整備を推進するとともに、住宅の耐震診断補助金の実施、消防ポンプ自動車の更新、耐震性に劣る旧岩和田小学校校舎の解体と整地などを、住民の健康対策としては子宮頸がん予防接種や子ども医療費対策事業費の拡大などを、産業振興事業といたしましては、中山間地域総合整備事業や岩和田漁港給油施設整備事業のほか、地域資源を活用した通年型イベント開催による交流人口の増加と定住化対策を推進いたします。教育分野では、共同調理場の修繕やB & Gプールの鉄筋改修工事などにより、教育環境の整備に努めます。また、住民の利便性と事務効率のため、戸籍及び基幹系電算システムの更新や老朽化の著しい庁舎の空調設備の改修費を見込んでおります。また、ソフト面では、ボランティアの育成や地域資源の有効活用など交流人口の増加につながる諸施策を各分野にわたり計上いたしました。

予算編成にあたりましては、地域主権に基づく、自立と創造を念頭に、自主財源の確保に努めるほか、地域に潜在する人的、物的資源を最大限に活用することにより、住民ニーズへの対応はもちろん、地域活性につながる事業に取り組むことから、限りある財源の効果的な配分に努めております。

以上で提案理由のご説明を終わります。

続きまして、諸般の報告をいたします。

1月19日に、布施学校組合議会臨時会を招集し、議長の選挙を行いました。議長は麻生 実議員に決しました。

20日には、例月出納検査も行いました。25日は、消防団活性化委員会を招集いたしました。

26日から28日は、海と山の子交流会として、御宿中学校1年生とともに野沢温泉村を訪れました。議員交流としてご参加されました議員の皆様におかれましては、遠路大変お疲れさまでございました。

29日は、国保会館増築棟の竣工式が挙行されました。

30日は、夷隅郡市広域市町村圏事務組合による広域ごみ処理施設地元説明会が開催されました。

2月3日は、県庁におきまして景観行政団体同意書授与式に参加をいたしました。県内町村では、本町が初の景観行政団体となりました。

同日、駐日メキシコ合衆国大使を表敬訪問いたしました。

4日は、育てる漁業推進のため、漁礁協議会を招集いたしました。

8日には、県町村会の定例会が招集され、23年度予算など審議を行いました。議案はすべて原案のとおり可決されました。

15日は、防犯まちづくり推進会議と区長会議を招集いたしました。

17日には、学校建設委員会を招集し、御宿中学校屋内運動場とグラウンド整備について協議をいただきました。

同日、各種団体の代表者で組織する行政改革推進住民懇談会を招集し、今年4月施行の第6次行政改革大綱についてご意見をいただきました。

18日には、国保運営協議会が招集され、新年度予算案など本定例会提案議案についてご審議をいただきました。

20日は、海の花祭りと駅からハイキングを行いました。あいにくの天候でございましたが、カジキマグロのつるし切りやストックの配布には長蛇の列ができ、盛況のうちに終了いたしました。

21日は、例月出納検査を実施いたしました。

22日は、南房総広域水道企業団の運営協議会と定例会が招集され、23年度予算案の審議を行いました。議案はすべて原案のとおり可決されました。

23日は、国民健康保険団体連合会の総会が招集されました。

24日は、夷隅郡市広域市町村圏事務組合定例会が招集され、23年度予算案の審議を行いました。議案はすべて原案のとおり可決されました。

25日は、夷隅環境衛生組合議会定例会が招集され、23年度予算案などの審議を行いました。議案はすべて原案のとおり可決されました。

同日、布施学校組合議会定例会を招集し、23年度予算案などをご審議いただきました。議案はすべて原案のとおり可決されました。

28日には、いすみ市聖苑管理運営連絡協議会と御宿町清掃センター管理運営連絡協議会が開催されました。

以上で諸般の報告を終わります。

先に申し上げました26議案につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、充分なるご審議を賜りまして、適切なるご議決をいただきますようお願い申し上げます。冒頭のあいさ

つといたします。

議長（新井 明君） 以上で諸般の報告は終わります。

一般質問に入る前に5分間の休憩をいたします。

（午前 9時38分）

議長（新井 明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時48分）

一般質問

議長（新井 明君） 日程第4、これより一般質問に入ります。

一般質問の制限時間は90分です。質問者も答弁者も簡潔にお願いいたします。

なお、質問については、会議規則第63条の準用規定により、一般質問も同一の質問について3回を超えることができないことになっておりますので、ご注意ください。

順次、発言を許します。

瀧口義雄君

議長（新井 明君） 通告順により、12番、瀧口義雄君、登壇の上、ご質問願います。

（12番 瀧口義雄君 登壇）

12番（瀧口義雄君） 12番、瀧口です。議長の許可がありましたので、一般質問をさせていただきます。

多少順序が変更になりますけれども、よろしくお願ひします。

まず、さきの協議会あるいは白鳥議員が意見書を出しておりました感染症予防接種事業について、今年度予算に1,711万円が新たに入っております。子宮頸がん385万円、中1から高1の女子全額無料という話です。それも1,601万6,000円が3回とまたヒブワクチン194万円、小児用肺炎球菌280万円、ゼロ歳から4歳、大変迅速な対応で感謝しております。

また、今日の新聞によりますと、子宮頸がんは高2まで延長ということですから、その辺の配慮もあると思います。

あと、学校のナンバーディスプレイですね。あるいは携帯を使った緊急連絡システム導入も早急に図っていただきまして感謝しております。

そういう中で、できましたら保育所、児童館にもナンバーディスプレイの設置は考えていただけるのでしょうか、担当課長。

議長（新井 明君） 多賀保健福祉課長。

保健福祉課長（多賀孝雄君） その件につきましては、今年度から学校のほうで開始するというございますが、先週末に保護者会が開催されまして、その中でとりあえず今までなかった連絡網の整備から進めてまいりましょうということになってございますので、その後の状況に応じまして、また小学校の設置状況、こちらと勘案して今後検討してまいりたいと考えております。

12番（瀧口義雄君） ぜひお願いします。

国がもたもたしている間に大変迅速な対応をしていただきまして、本当に小さな町だからこそできる対応ではないかと思っております。今後ともよろしくお願いします。

このたびのニュージーランドの地震に際しましては、お見舞い申し上げます。

また、あれほど多くの日本人が語学研修に行っているとは、大変驚きました。御宿町においても23年度予算に教育事務費講師料376万円、外国青年講師という形で計上されておりますが、事業はどのように展開されておるのかと。

また、外国語のカリキュラムの変更があると聞いておりますが、どうなっているのかと。

また、バイリンガルとまでは言いませんけれども、外国語の特化教室の設置を考える気はありますか。

また、外国語に限らず、例えば御宿は海でサーフィンの教室とか剣道とか、特別なものに対して行政がやるというだけではなくて、民間、そういうものの教室等の設置導入を考えることはどうですかという話です。

外国語に限らず、義務教育というのは、その過程を一律にやっつけていかなきゃならないという宿命みたいなのがあります。金太郎飴がよろしいのかと言えば現状ではなかなかそれだけでは済まない面もあると思うんですよね。外国語の例をとっても、長い間、学校の授業をやってもなかなか習得ができない。個人差もあります。本物の外国人と接しない限りなかなか難しい面もありますけれども、そういう面で御宿町の教育の特色を生かす中で今ご提案したような形ができるのかと。

ちなみに、栄町では個に応じた授業改善推進という形で1,938万円の予算を今年度計上しております。こういう多額な予算じゃなくても、予算をつけなくてもそういう民間企業の導入は

考えられるのではないかなと思いますけれども、担当課長どうですか。

議長（新井 明君） 大竹教育課長。

教育課長（大竹伸弘君） まず、外国語の指導助手の関係でございますが、こちらにつきましては中学校中心に、小学校に関しましても授業に入って活動をしていただいております。

小学校につきましては、来年度から年間35時間外国語活動が新しい学習指導要領の中でスタートいたしますが、御宿町の中ではもう既に先行して、年間35時間の外国語については取り組んでいるところでございます。外国語指導助手については引き続き行っていきたいというふうに考えております。

それから、社会教育、社会体育につきましては、今現在社会教育では、公民館では英会話教室、スペイン語教室、一般の方が対象ですけれども、そういった語学の関係の教室を行っております。そのほかに趣味で裁縫、陶芸とかそういった教室も開催をしております。

それから、社会体育の面では、B & Gの体育館を中心に子供たちのリズム体操など教室を展開しているところでございます。広く、そして独自の取り組みというようなことにつきましては、講師、先生の問題ですとか、安全面あと民間での取りくみとのバランス等を検討させていただいて、今後社会教育体育のほうで検討させていただきます。

12番（瀧口義雄君） あと、もう一つ、地震に関連してなんですけれども、耐震検査は公共の建物ということで、小学校等をやっておるのは承知しておりますけれども、耐震検査は何年建設された建物からやるかということを知りたいのと。岩和田団地、通称漁民アパートと矢田団地、これは耐震の検査の対象外ですか、それとも対象内なのかあるいは検査が終わっているのかということをお聞きしたいんですけれども。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 耐震診断につきましては、町のほうで計画を立てまして、平成27年度まで国の目指す基準の中で行っております。

まず初めに、子供たちが弱者ということで、教育施設からやっております。その後、消防の統合計画が始まった中で分団統合の関係。

12番（瀧口義雄君） いいんです。要するに矢田団地と漁民アパートが耐震の対象になっているのかという質問と検査をしたかという質問です。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 矢田団地と岩和田団地については、耐震診断はまだ行ってご

ざいませぬ。矢田団地につきましては今後実施をする方向で考えております。ただ、岩和田団地につきましては、施設の耐震診断というよりも、今後の施設のあり方を根本的に整理することが基本であろうと考えています。既存の施設の耐震化については、現在のところ岩和田団地については考えていないということでございます。

12番（瀧口義雄君） わかりました。住民が住んでいる、人が生活しておるところです。そういうところで順次計画にのっとってやっていると。岩和田のあそこは底地が組合のものだということも承知しておりますけれども、計画に載せて移転等を考えておるんでしょうけれども、早目の対応をとらないと、ほかの施設も大事なことを承知しておりますけれども、特にこの人たちは自分らでやってくれという要望はなかなか出せないというような立場にいると思いますので、その辺の配慮は充分にして、早目に取り組んでいただきたいと。

また、漁民アパートにしろ、相当老朽化しております。総合計画にも載っていないと思っておりますけれども、その辺計画に載せるぐらいは最低限必要ではないんでしょうか、担当課長どうですか。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 岩和田の住宅に関しましては、外壁、屋根を改修した経緯がございます。そういう中で補助事業等も償却期間等もでございます。また、昔、漁業組合の所管というふうになっておったわけですが、その関係で住宅に係る負担金等を償却の関係で平成28年度まで組合との契約があるということでございますので、その辺のところも考慮しなければいけないのかなというふうには考えます。いずれにしましても、底地が組合の土地ということで、今のあれだけの規模の住宅をつくるということになりますと、バリアフリーの関係等も考えると倍近くの利用地が必要ではないかと考えておるわけで、今後検討はしていく考えではございます。

12番（瀧口義雄君） わかりました。まだ当面先の話ということで認識しておりますけれども、人が住んでおるところです。十分な配慮をお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。

国の関連予算が新年度4月1日までに可決されなかった場合、町の予算執行にどのように影響があるのかと。またどのような対応を考えているのか、ちょっと具体的に質問と。

もう1点、一般会計、特別会計もありますけれども、この予算の中で投資的な予算、また各年次計画に基づいてどのように編成されておるのかと。これは本来今、石井議員が言われたよ

うに予算が提出されておればわかっているものなんですけれども、もらう前の質問書でございますので、その辺また12月に貝塚議員が細かく聞いておりますけれども、その辺を含めて簡単でいいんですけれども、答えていただければと思っています。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 議員ご質問のように、国のほうの予算は衆議院が終わって参議院のほうに回っています。予算に関連します。例えば国の予算関連法案が新年度までに可決されなかった場合に対応という、町への影響ということですが、政府予算に係る財源の約半分が国債に依存していることを鑑みますと、大幅な財源不足が生じることから、地方への補助金や地方交付税等に係る最終予算の執行に支障があるものと考えております。

現在、国の予算が92兆円、そのうち税と建設国債を合わせて51兆円というのが確保できると。ただ、赤字国債の部分については、今言った個別の予算関連法案でありますので、それが成立しない場合、去年のベースでいきますと10月ぐらいまではどうにか執行ベースでいくと。ただ、その以前に影響が出てくるというのが報道されております。

町における影響面で見ますと、国民健康保険や介護保険など医療給付費等に係る国の法定負担については影響がないのではないかと考えますが、中山間地域総合整備事業、または合併浄化槽の設置補助、LEDの防犯灯設置、また投資的事業に係るものを初めまして、補助金を初めまして義務的経費においても身障者の保護措置や介護給付費、福祉措置に係る国の補助金について財源の担保がないことから、事業の実施や予算の執行時期を検討せざるを得ない可能性が出てくると認識しています。国政の動向について慎重に注視して判断してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、2点目の年次計画に基づいた投資的経費予算ということで、予算書または予算概要について先に配付いたしました。まず財政の健全化、安定化を踏まえまして、今年度における行政需要や経費の負担等を考慮しまして、年度間に不均衡が生じないようにいつも配慮はしております。一般会計予算で見ますと、平成24年度に中学校体育館建設を控えていることから、同年度に事業が集中することのないように計画され、現段階において可能な限り事業量の平準化を行っております。23年度につきましては、継続事業であります中山間地域総合整備事業を初めまして、生活道路に係る舗装、排水整備の段階で計画整備のほかに、新規需要としましてB & Gプールの改修や旧岩和田小学校校舎解体、LED防犯灯の整備、さらには消防団活性化計画に基づく計画的なポンプ車の更新費用等について予算計上をしております。

12番（瀧口義雄君） ありがとうございます。

新年度予算に影響があるという中で、十分に注意しながらその予算執行をして、住民に影響のないような形でやっていっていただきたいと思っています。

続きまして、新たな地域連携の確立について。

この質問については、後ほどの白鳥議員と重複する面がありますので、ある程度割愛していきたいと思っています。

今までも広域事務組合、一部事務組合、環境衛生組合、国保国吉病院、広域消防等、広域でやっている問題が多々あります。また、市町村間の密接な関係も築かれております。そういう中で地方自治体、例えば町あるいは議会の意見がなかなか通らないのが一部事務組合、また寄り合い状態になるので、急速なかじを切れないと。協議も合意をもとにやる民主主義の根幹でしょうけれども、なかなか時間がかかると。ごみ1つをとっても、本来ならもう着工の時期なんですけれども、住民の感情とか予算とかいろいろな中でスタートがおくれていると。そういう中で広域も必要なものだということは充分に理解しております。ただ、一部事務組合というのは、地域の意見がなかなか反映しづらいものが多いと思っています。

そういう中で、地域連携という形の中で、2月13日には勝浦市の新しい市長さんが誕生し、大多喜町では昨年1月に新町長さんが、御宿町はご案内のとおりでございます。勝浦市とは今まで余り接点がございませんでした。また、大多喜町も広域ではつき合いがありますけれども、議会のほうは同じ郡ということでおつき合いをしておりますけれども、勝浦市、大多喜町ともに御宿とは同じ要素、共通課題を抱えております。この1市2町で新しい経済、観光、人事交流等々いろいろ考えられるものがあるのではないかと。ここでは新たな経済圏、行政圏としての関係構築ができるのではないのでしょうかという1点と。

観光にしても、農業、漁業にしても、多様な面でアプローチができるのではないかと、これが2点目。

行政関係でも人事交流を深める職員の意識向上につながるのではないかと。また、限られた職員数、職域ではなかなか閉塞感が否めません。そういう中で県とかいろいろと執行しておるのは承知しておりますけれども、この地域の課題を抱えたところで、同じ職員の研修というのも一つの方法ではないかなという中で3点目。

そういう中で、小さな御宿町であります。先輩、町長、首長として、勝浦市、大多喜町との音頭、リーダーシップをとる考えはございませんかと、4点にとどめておきますが、どうぞ

答弁をお願いします。

まず、経済圏、行政圏としての関係の構築ができるのではないのでしょうかというその1点ですけれども、だれでも結構です。

議長（新井 明君） 石田町長。

町長（石田義廣君） ご指摘のとおり、近隣の市町との連携というのは、非常に重要な内容であると思っております。行政を初め産業、経済とできるだけ多くの意見交換、コミュニケーションの場を持ちまして、ともに連携していきたいと思っております。

リーダーシップということになりますと、なかなかせん越至極でございますので、ともに協力して地域づくりを行っていきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） それでは、観光面についてのご質問について私のほうからお答えさせていただきます。

議員のご指摘のように、観光面では地域連携を図る目的で、既に夷隅地域で実施している多くのイベントを活用した少ない予算で最大の効果を上げるため、PR活動や物販の販売など実施していますが、夷隅地域の観光に携わる行政間の温度差や人的不足の問題から、さらに踏み込んだ事業展開ができない状況でございます。

今後このような問題を解決するため、既存の外房観光連盟などの協議会を活用した行政及び観光関係団体との話し合いを行う予定で考えていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 行政関係の人事交流を図ればよろしいのではということでありまして、これにつきましては既に長生郡等の職員研修等に参加をさせていただいておりますし、また研修を計画した場合には連絡をいただいて参加をさせていただけるように、総務課長会議等で依頼をしております。これからも研修は非常に重要だと思っておりますので、連携をしながら充実を図ってまいりたいと考えております。

12番（瀧口義雄君） 行政関係のお話が出なかったんですけれども、研修をちょっと考える程度のことだという話で、人事交流までは考えていないような話ですね。ちょっとそこまでは踏み切れないのかなと思っております。

協働のまちづくりは町内の政策です。新たな地域連携は町の活性化に有効ではないかと思っておりますので、今後そういう気があったらやってください。余りないような話なので。

続きまして、定住化の問題ですけれども、定住化と一言でいってもどうして定住化はやらなきゃいけないのかという問題に突き当たります。人口減少は日本じゅうどこでも至るところで都内を除いて、日本全体が減少傾向にございます。そういう中で8,000人の極小の自治体が増加策を打ち出すのは、なかなか困難な作業です。

行政、議会ともに視察、研修をしておりますが、これといって決め手に欠けております。長野県下条村もテレビなどで取り上げています。議会も研修に行っております。地域が違うので、それを導入することもなかなか難しいのではないかなと思っています。後で出てくる買い物難民ですね。弱者に対する話も一体ではないかなと。福祉、介護、これも定住に一体の問題ではないかなと思っています。1つだけ取り上げて定住化という話もこれはなかなかできない話かなと。多種多様なものが一体とならなきゃ御宿町に定住はできないのではないかなと思っています。総合的な問題ではないかなというのが私に限らず、皆さんそうだと思っています。

じゃなぜ定住化という問題を出さなきゃいけないのかと。どういう目標をもって、目的をもって定住化を進めているのかと。3月1日現在の人口推移、政策をするときの目的、目標、期間。期間はないんでしょうけれども、エンドレスなんですけれども、財政上の問題、これを具体的に定住策を持った場合の利点とマイナス点、また来る人は拒めず、居住権はだれでもありますから、それにはどういう形で御宿町にウェルカムという話なのか。金持ちも貧乏人も選ぶことはできません。そういう中で、何の目的でまず定住なのかと。どういうことを期待しているのか、人口が増えれば財政的な問題もマイナスもプラスもございます。その辺を含めて何で定住化なのかと。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 今議員のご質問の中で、定住化をなぜ町が率先して目指すのかということでございますけれども、やはり町を運営する上で一定の人口が増加していくと。保っていくというのが町政、財政運営での面でも重要と認識しております。

12番（瀧口義雄君） 目標はまさか1万2,000人なんて前みたいなことを言わないと思います。じゃ御宿町はこの面積あるいは財政的な面で、どのぐらいの目標の人口規模だと思っておりますか、財政規模も含めて。それは全然目標設定がない政策なのかあるいは。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 先ほど昨年10月1日に国勢調査が行われております。速報値が発表されまして、御宿町では5年前7,942人が今回204人減りまして7,738人、減少率2.57%、

ちなみに大多喜町が減少率7.27、いすみ市が3.16減少、この近辺でいいますと南房総市がマイナス5.92ということで、近隣で見ますと減少率はそういう意味では少ないという状況が出ております。

先に勝浦市が昨年市の総合計画を立てました。その中の議論で前日も審議委員会でご質問がありましたが、人口想定をどうするかという問題を協議したらしいんですが、その中では賛否両論があったらしいんですが、総合計画の中では人口想定をしなかったというお話も聞いております。

今回、来年度から24年にかけて次の総合計画を住民の皆さんの意見を聞きながら、また議会の皆さんの意見を反映させて決めていきますが、その中であえて人口を想定するのか。または目標をどうするのかということを含めて議論してまいりたいというふうには考えておりますが、今の段階ですと、やはり8,000人を確保したいと、そういう施策を打っていききたいというふうには考えています。

12番（瀧口義雄君） 現状維持をなるべく保っていききたいという中で、全く縁故のない人に定住化を求めてもなかなか難しいと思うんですよね。現在マンション所有者、別荘所有者、また空き家を持っている人たちに実態調査を行うのがいいのではないかなと。持っている人に何で御宿に定住してくれないのかという問題の意識調査をまずするのが先決ではないかなと思っております。それが1点と。

あとは、どういう人が来るかわからないけれども、まず雇用については企業誘致、呼びたい人の援助等を考える気はありませんか。例えば大多喜町の企業誘致及び雇用促進に関する条例が最近新しい町長さんができまして、そういう制度を打ち出しました。また、体験ハウスのような形、また何でという中で特色がなきゃなかなか御宿に来ないと思うんですよね。そういう中で、御宿町では保育所がまだ定数が充分にあるという中で、保育所があるとか、無料とかあるいは補助あるいは各種減免、家賃の補助、若い人が来た場合といっても、大変アパートの家賃は高うございます。大体5万円から6万円ぐらいかなと。30万円取って5万円や6万円といったら、ほかの諸経費で7、8万円出ていってしまいますと、なかなか生活ができないという中で、空きマンションあるいはそういう形の利用を促進できないかなということのご提案ですけども。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 今のご質問の中で、御宿町に実際に御宿に住んでいなくて、

別荘とかマンションを中にお持ちの方はどのぐらいいるかというご質問があったと思いますけれども、町の調査ですと約1,800人、1,800戸はマンションの中とそのほかの別荘をお持ちの方がいらっしゃいます。今まで町も22年度で定住用のパンフレットをつくりまして、東京の有楽町のふるさとプラザ等でも配布しております。これについては、これを実際に窓口を持参している方や電話、またメールで問い合わせの方もいらっしゃると。また、イベント等でも同じパンフレット等を配布してやっています。ただ、やはり1,800人いますから、その辺についてより効果的に実態調査を行うということも大変重要じゃないかと認識しております。今後、早急にやっていきたいと考えております。

また、大多喜町等で企業誘致の雇用に対して援助があるということでもありますので、これについても大多喜町を含め先進事例を調査しまして、今後検討を進めてまいりたいと考えています。

若い方のアパートの問題、5万円、6万円かかると、それをどうするのかというお話も1つありまして、これについても大変重要な問題であると考えておりますが、財源的なものもありますので、今後関係部署を含めて検討してみたいと考えております。

12番（瀧口義雄君） 本来なら企業も、ほかの面も個人もそうなんですけれども、自立が当然です。ちょっと手が必要かなといったら、ちょっと補助をする。どうしてもだめなら全面的な控除と、この3点が基本だと思っています。企業でも何でも個人でも自立、これが基本の世界だと思っています。そういう中でちょっと痛んだ人には補助、全くだめな人には控除と、この3点が町のまた私たちの生活する上でも基本、生活の基本ではないかなと思っています。これを踏まえての質問でございます。

そういう中で、買い物の弱者についてなんですけれども、路線バスは山の手を1日3回走っておるのも承知しております。バスの運行が少なければほとんど乗車は少ないというのが同じです。これは比例という形になっていくと思いますけれども、サンデーオープンにはなかなか難しい面がありますけれども、現状ではサンデーオープンは今通常当たり前になっている。土日の運行を入れればより多くなるのではないかなと。サービス産業は365日、これ休みがございません。警察も消防署も休みがありません。電車も飛行機もバス会社も365日年じゅう無休です。そういう考えでサンデーオープンを試行した形で、今後現場を行政の現場へ、保育所あるいは児童館のバスの運行も含めてそういう体制がとれば、より住民は生活しやすくなるのではないかなと。事務上は夜、夜中に離婚届を持ってくる人はなかなかいないでしょう、

死亡届等は前から体制がとれて、宿直の方が十分な対応ができるという形をとっております。不足しているのは現場なんですね。公民館も月曜日が休みと、そういう中で月曜日に利用する現場の人もいます。また、集会所も込んでいるという話も聞いております。そういう中で、ぜひ土日も現場面では運行するような形をとっていただきたいと。

それと、同じように山の手だけではなく、六軒町、岩和田、須賀新町等、バス路線の拡充をお願いできればと。午前2回、行って帰る、また午後行って帰るという路線バスが運行されれば、これも本来民間企業があればいいんですけども、8,000人の町で営業的に成り立たないという中で、行政がどうしても手を出さざるを得ない問題ではないかなと思っています。本来ならこれは民間がやるべき話だと思っております。

そういう中で、千葉県の新規政策である買い物弱者に対する対策費2,000万円、この補助金の活用ができないのかというご提案と。

私たちも地域の商店街を大切にしていかなければ、結局我が身に振り返ってきますから、地元の商工会、商店街、これをどうやったら育成していけるのかと。大切にしていかなきゃ最終的に自分たちの身に返ってくると、この2点ですね。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） それでは、まず1点目の路線バス運行の土日運行、また運行回数、運行範囲の拡大についてご質問をいただきましたので、ご回答していきます。

お話のありましたように、町では実谷、七本、上布施、高山田を經由しまして公民館までの路線バスを平日3便運行しております。本年度4月から先月2月までの路線バスの利用者の実績は延べ1,352人で、1日平均6.1人、1便平均2人となっています。一昨年その増便につかまして地元の3区長にご意見を伺いましたら、当面は現状維持ということになっておりまして、その後また要望を受けまして、利便性の向上の面から停留所の早いところ、手前でもご希望すればお乗りになられるよう等の改善は行っております。しかし、議員ご質問音とおり高齢化率が40%を超えた本町におきまして、定住化の面も含めまして、今後交通弱者に対する対策、これについては今後大きな課題となると認識しております。

路線バスの今のご質問の土日運行、また運行回数、それと運行範囲、これの拡大につきましては、事業経費の問題もありますが、今後区長会、また今年から、23年度から始まります次期総合計画策定の中で重点といたしますが、詳細についてももちろん協議をいただいて、その中で検討してまいりたいと考えております。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） それでは、地元の商工会を大切にしなければということで、私のほうからお答えさせていただきます。

議員のご指摘のように、一般的に毎日の生活を行う買い物客の商圈、いわゆる買い物の範囲の目安としては半径約徒歩で500メートル、自転車で1キロ、マイカーで15分圏以内と言われており、今後高齢化が進展すると、マイカーの利用が不可能となる住民も出てくるのが推測され、地域の商圈区域の重要性が大きく問題となっていくものと考えています。

一方、近隣では大型店の進出により、廃業する商店も増加しているのが現状であります。消費者がいかにして地域の商店の重要性を再認識する施策が必要だと考えています。行政としては、今後、商工会や商店振興会などの各団体と御宿町の商店街がなくなった状況を想定した商店街の必要性についての広報活動などを検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

12番（瀧口義雄君） 現在でも宅配ネットスーパーが、インターネットですぐ買えます。また生協も地元には張りついていますけれども、そういう中でやはり自分の目で見て買いたいという人も結構今の段階で多いと思います。ネットスーパー、インターネットで、それだけで生活できるかといったら、なかなか難しい面があります。これも定住化の一つの要因だと思っています。丁寧に一段ずつ階段を積むような形で政策を実行していかなければ、なかなか無理な案件ではないかなと思っています。ぜひそういう中で長い時間をかけずに結論を出していただきたい。

それと、行政だけではなくて、バス路線に対してもNPOあるいは商工会、観光協会も可能です。そういう形の委託業務も可能ではないかなと思っています。ぜひその辺で早目の結論と早目の実行にということをお願い申し上げておきます。

次に移ります。

ずっと御宿町は海の町という中で、特にこのごろサーファーが通年います。月の沙漠記念館の前にシャワーがついております。そういう中で自分たちはポリタンクを持ってきて冬の間は簡易シャワーを使っております。昔と違って、サーファーのマナーも大変よくなっております。彼らも御宿の海を大切にする愛好者の一人です。行政がという話ではないんですけれども、民間あるいは違った形の中で温水シャワーの設置等を考えていただければ、より彼らは御宿の海を利用していただけるのではないかなというのが1点。

それと、月の沙漠記念館の前に建物がこの間できましたけれども、この建物に対してどのように運用していくのかというこの2点ですね。行政ですべてやれと言っているわけではなく、民間あるいはNPO等々を利用して、こういう形で展開できないかということです。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） それではまず、温水シャワー設置についてにつきましては、ご指摘のように現在のサーファーは、年齢層も上がり、社会人として活躍されている人も多く、観光産業の可能性を秘めている来訪者として考えております。

月の沙漠記念館前シャワーにつきましては、町の施設ですので、現状では地下水を基本として運用しており、温水シャワーにした場合はボイラー施設や現状のシャワーの施設の全面改修、また町営水道に切りかえる必要があるほか、なりわいとして行っている事業者との調整や年間を通じての維持管理費等、多くの問題が想定がされております。

月の沙漠記念館公園周辺の活用を進める上で、可能性について関係団体を含めて慎重に検討する必要があるものと考えています。

また、月の沙漠複合インフォメーション施設が2月に完成し、月の沙漠広場では多くのイベントなどに活用していることから、年間の飲食店営業許可及び魚介類販売許可を取っており、年間を通じての飲食の営業が可能な施設になっております。

今後、関係団体とこの運用方法並びに活用方法を協議し、対応可能であればその営業の一環として、サービスの一環として自動車などのかぎの預かりや荷物の預かり業を検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

12番（瀧口義雄君） 行政が全部やれと言っているわけじゃないんですよ。民間でできる人があったら、また営業している人も何社かありますから、そういう人の協同も含めて利便性の確保をしてやっていただけたらと思っております。

それで、名称がついたんですか、あの小屋には。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） これにつきましては、新年度予算で県のほうの予算、補助金をいただいた関係でありまして、その補助金申請の中では月の沙漠複合インフォメーション複合施設という形で申請しておりますので、そういうような形で名前のほうは考えております。

12番（瀧口義雄君） 大変長い名前です。

続きまして、長くて忘れてしまいました。4者協定に基づいた話をちょっとここで聞きたい

と思っています。

まず、この質問の趣旨は、このままの状態を放置していれば、行政も住民も企業も大変不幸、不利益な状態が続いております。早急にそれを解消いたしまして、良好な形になっていければと思っています。それは町の環境施策にも、また発展、開発にも係る話でございますので、十分に注意してやっていっていただきたいと思っています。

まず第1に、18年1月18日の確認書の説明を求めたいと思っています。

その次に、環境保全条例についてそこは適用地区なのかと。それとまた、環境保全条例を運用した事柄なのかという1点と。

石井議員が9月に問題提起してありますけれども、その後どういう対応をとったのかと。

以上、2点について。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 議員ご質問の18年1月27日の4者協定の中の確認書という内容については、まず第1条がいすみ開発のC地区、これは旧大原町を想定していた。

12番（瀧口義雄君） すみません。時間の関係で要点だけで結構なんですけれども。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 議員ご質問の件は、この中の4条のA地区、B地区内、これは大原内、御宿内に未着手のままの4者協定の第2条の開発許可に定める事業用地、学校用地等の用途は、需要等を考慮して事業者が両町と協議の上で変更できることを確認しという内容のご指摘だと思います。これについて以前のお話ですと、条文上、事業者が町と協議の上、変更できることを確認するということが一方的ではないかと、そういうご指摘をいただいております。これについては事業者側、本社のほうに確認しております。これについては本社側の意見としまして、一方的ではなく、お互いに協議してという認識を持っているとそういう回答を受けております。

12番（瀧口義雄君） あと、造成の行為を受けていますよね。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 造成については、この中の開発許可に基づいて基盤整備と開発事業、これを県とまた事業者があわせてやるようになっております。それについて造成は完了したということの確認をしております。

それと前回、石井議員からご質問を受けて環境整備、これについては道路に係る拡大して草

刈り等を実施しております。今後についてもさらに広く配慮してやりたいということを伺っております。

12番（瀧口義雄君） もう一つ、いすみ開発事業に関してになるんですけども、移管の推移、公社から事業者、事業者から町と。あそこには緑地はもう事業者は持っていないという認識でいいんですか。いつごろ推移されたんですか。

それともう1点、日本語は正確でなきゃならないということは、そこに及び丙がということを入れないと主体的ではないと。向こうがこれは文章ですから、人様の土地をただでもらうようにこの文章ではなかなか難しい、期限も切っていないと。用途変更は向こうが提案するという形になっていますけれども、及び町がという1項を入れないと、これは確約書としてはあなたと企業の約束だけであって、公的な文章とは言いがたいです。だから、文章を書き直すと。及び丙がと。丙は町ですね。入れなければこれはなかなか実効性のあるものではないと。

それと、いつまでも、エンドレスの話ですから、期限を切っていないですから、それと需要云々という言葉がある中でさきの協議会で聞いたように、小学校、中学校を御宿台につくるという計画は総合計画にないと。保育所も当面の間はつくる気がないという中で、これは公共に資するという1項を入れて、確認書の書きかえをしなければならないとっておりますけれども、約束は口約束ですよ、それは。及び丙がというこちらに提案権がない限り、向こうが一方的に言うてくるまではなかなか難しいということですから、まずは及び丙がという形を入れて、早急に不均衡な状態を正さなきゃならないんじゃないかなと思っておりますけれども。

それともう1点、これは環境保全条例です、これは。条例に基づいて何か行動を起こしたんですか。何もやっていないじゃないですか。条例をここにもらいましたけれども、条例を無視されて、それでずっといるんですか。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 環境保全条例のお話が出ましたので、私のほうから答えさせていただきます。

条例のポイント。

12番（瀧口義雄君） 課長、ちょっと追加の質問なんですけれども、まず環境保全条例について簡単に説明していただくのと。御宿台地区のあの地区が保全条例に適用される地域なのかというこれを2つ追加させてください。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 環境保全条例は、特に第7条につきまして空間地に関する施策ということで、そういう土地が放置されることにより、環境衛生上、防火上、防犯上、支障があるということのないよう必要な施策を講ずるものとするということで、この関係につきまして私のほうが事務的に進めておりますのは、地主さんへの通知、そして草刈り等をしてもらうというような状況をとっておるわけです。

この御宿台地区の事業区域につきましては、条例は御宿町全区域が対象となっております。また、条例のいろいろな関係につきましては、現状では御宿台地区では指導をしたことがございませんが、条例に基づく指導件数は、町内では平成22年度現在のところ17件そういう事務を行っているということでございます。

12番（瀧口義雄君） わかりました。

なぜ9月に石井議員が定例議会で指摘して、指導も何もしないんですか、それが1点と。

あその地区は都市計画を導入して、地区計画をみずから導入して、町長の言われる全町公園化の中で、グリーントウンという名称で売って、管理規則の中で、これはまた違う話なんですけれども、宅地を買った人も草刈り代金を払っています。ましてや利用者、所有者も利用者の一人ですから、そういう中でなぜここが議会の問題になるかといいますと、これは民民の感じならここで言う必要は一つもありませんけれども、4者協定がまだ生きています。企業と町と県と隣の市と入れた開発です。大規模開発です。その3者協議もまだ生きています。そういう中で、9月から何の指摘も、石井議員、私も言っているけれども、何の行動を起こしていない、これは何なんですか。何か弱みでもあるんですか。

僕があると思っているのは、指導できない。弱い人には17回も指導をしていて、西武には一言も言っていない。これは何なんでしょうか。

その前に、渡辺課長に聞きたいんですけども、課税に関して基本的な話、宅地と雑種地の違いを言ってください。

議長（新井 明君） 渡辺税務住民課長。

税務住民課長（渡辺晴久君） 固定資産税における宅地の認定基準につきましては、建物の敷地及びその維持、もしくは効用を果たすために必要な土地とされています。また、現に建物が建築されていない土地であっても、土地全体としての状況、使用実態等から見て、客観的に建物の敷地の用に供されるものであることが明らかなこと。例えば建物新築の基礎工事に着手している状態で土地が整地され、道路、電気、水道、排水設備等が整っている場合は、いわゆ

る分譲宅地のように道路、側溝等で区画が整備されている場合などが宅地と認定しても差し支えないとされています。

雑種地については、宅地、農地、山林等に該当しないものが雑種地という形になっております。

12番（瀧口義雄君） それで、これは局長からもらった話なんですけれども、各地目の設定という話で税務課が使っている文書です。評価基準における各地目の意義は、基本的には不動産登記上の取り扱いと同様ですと。個々の地目の設定にあたっては、当該土地の現況及び利用目的に重点を置き、部門的に僅少の差異が存するときであっても、土地全体としての現況を観察して認定しますと書いてあります。そういう中で、あそこが今言ったように工事は完工している。下水道も水道も電気も終わっていると。18年に工事が完工しているという中で、登記上の宅地となっているという中で、これは18年度まではやむを得ないと。ただ、どういう形の中であなたが雑種地として認定したのか聞きたい。担当課長。

議長（新井 明君） 渡辺税務住民課長。

税務住民課長（渡辺晴久君） 先ほども説明しましたが、固定資産税の課税に係る地目の認定につきましては、住宅地にあるとか商業賃貸にある等の近隣の状況や登記地目にかかわらず、現況主義とされております。

また、地目の認定については、ご指摘のとおり利用目的に重点を置いて、土地全体の状況を観察した上で行うものとされております。

また、地目の変更については、例えば山林等が宅地造成された場合、家屋の建設や宅地としての販売開始、販売用に区画が整理されるなど、客観的に見て宅地であることが明らかな時点で宅地としてこれまで地目変更の認定を行ってきております。

ご質問の土地につきましては、固定資産税の地目の認定で個々の土地の現況により判断することになりますので、現在は客観的に見て宅地の要件を満たす現況になく、農地や山林等にも該当しないため、雑種地として課税しているものでございます。

12番（瀧口義雄君） それはおかしいよ。工事が開発事業として完了しているんだよ。都市計画も導入しているんだよ。地区計画も導入しているんだよ。水道も下水も電気も地デジの対応もできているんだよ。造成も終わっているんだよ。開発地区内だよ。それでみずから宅地として登記簿に載っているんだよ。あなたはこれを書いて読んだでしょう。基本的には不動産登記上の取り扱いと同じですと。宅地で売っているんだよ。やっていないのは草を刈っていない

いだけだよ。これはどうやって雑種地として判断するんですか。宅地として登記していて、宅地として課税をしていないのは、これは何があるんですか。工事も終わっていると、完工していると、18年に、確約をとっているんだよ。電気も下水も水道も入っている。山を削って平らになっていると。これでなぜ、登記が雑種地だったらまだいい、企業みずから宅地として申請しているんだよ。

それじゃ何でC地区は事業用地、同じC地区です。木原課長、なぜ18年度から課税してあっちを課税しなかったのかと。項目を違えたのかと。当時はあなたです。同じC地区ですよ、これは。これがDとかBとかCダッシュなら別です。同じC地区ですよ。同じ都市計画でも地区計画でも一体として処理した。水道、下水全部が入っている。やっていないのは草を刈っていないだけ、これは脱法の行為ですよ。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 私が税務課長として担当したときには、その事業用地が既に売却できるという状況になっていました。それを確認して課税しております。

質問を何点か受けていまして、指導はしているかどうかというのが1点ございました。それについては、ご質問を受けた後、指導をして、どうにか5メートル程度の範囲で刈っています。ただ、それではまだ不十分だということで、今後それを広げていくということで確認しております。

12番（瀧口義雄君） 答弁になっていないよ。なぜあなたは学校用地を雑種地として課税したのかと、その判断を上げているんだよ。これ年間800万円になるんだよ。18年度から課税したら4,800万円あなたたちは取っていないんだよ。この話は去年からしていて、これだけ言って宅地じゃないと言うなら、これは町民全部宅地じゃなくなっちゃいますよ。

1つの例を挙げると、ちょっと大きな土地を持っている人が宅地だといって、半分木を植えた。雑種地にかえてくれといったら宅地に変更できないよ、これは一つの例ですよ。これは宅地と申請されて、これは前の税務課長がくれた資料ですよ。多少の差異があってもという中で、宅地として登記されているんですよ。あそこが宅地じゃないと言ったら、御宿じゅうみんな雑種地になっちゃいますよ。私もあそこへ住んでいますけれども、全部開発も終わって、条例も全部整備されていると。それが1万円の雑種地で済むのかと。これは今税金の申告を受けていますよ。町民は怒りますよ。草を刈っていないだけで全部工事が終わっている。何で草を刈らないかというのは、そういう雑種みたいにしておけば見えないからでしょうよ。そういう

中で登記簿上こうなっていると。隣に議長の彼が座っていますけれども、彼からもらった資料ですよ。これは一般的な話で、登記上は原本ですよ。登記されていると。ちょっと休憩入れて。

議長（新井 明君） ただいまより10分間の休憩といたします。

（午前10時52分）

議長（新井 明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時15分）

議長（新井 明君） 石田町長。

12番（瀧口義雄君） まだ町長の答弁を求める前までにいいませんので。

まず、今までの経緯をまとめますと、要するに開発の中であそこは宅地として登記されていると。それと、工事が完了して、下水、水道、電気、すべて入っていて、草が生えているだけで宅地とは認定していなくて、雑種地として認定しているという中で、将来は町にただくれるという協定がある中で、18年度においては需要が云々の中で用途変更も可能になったと。それは丁がという話の中で、私の言っていることは及び町がという1項を入れるのもう需要が小学校、幼稚園をつくる計画が当面ない中で公共施設に資するという形に文言を変えればそれと期限を切れば町に早急に返還が可能になると。ただけるということが可能になると。ここで不足しているのは期限がないということと、学校、保育園用地が今度は協議の対象になったという中で西武も使う可能性が出てきたという中で、提案権が西武にあると。企画財政課長は町もあると言っているけれども、これは日本語が正しくない。正式には及び町がという1項を入れなければこの確認書ができないという中で、確認書の変更を求めるという1点と。期限をつけるという1点と。

学校、幼稚園用地を削除して、公共に資するという1点の変更をまず執行部としてする気があるのかという質問に変えます。

議長（新井 明君） 石田町長。

町長（石田義廣君） 4者協定に基づきました確認書、平成18年1月に締結されておりますが、このことではいろいろご質問をいただいておりますが、B地といいますか、御宿台開発事業につきまして、非常に長い歴史がございます。そういう中で、私は4者協定というのは、今まで4者の平等性あるいは公平性の中で行ってきたと。そういう中で、この地域が発展をして

きたと理解しております。その精神に基づいてこの確認書がなされておりますので、先ほど木原課長が電話で確認したと言っておりますが、この確認書においても同じ平等性、公平性の理念でなされていると私は理解しております。

そういうことで、この確認内容が実施段階になった場合は、平等、公平性という面を害さないようにきちんと対応していきたいと、1つにはそのように考えております。

また、今ご質問の中の小学校用地につきましては、私としてはこれから3者協議もございませぬけれども、区民または町民の皆様方から広くご意見をいただいて、公共用地として移管をいただくということで対応していきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

ちょっと内容的に食い違ったりあるいは瀧口議員さんと意見の相違もあるとは思いますが、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

12番（瀧口義雄君） まず、公共用地として今後使っていくという中で住民の考えも聞いていくと、管理規則にもそういう1項が入っております。住民と利用者あるいは行政と、利用者というのは企業ですけれども、そういう話が入っております、それは当然のことだと思っておりますけれども、まず期限を切ると。それと公共という形に資するという町長の考えですから、期限を切るという話が入っていないけれども、まず期限を入れない確認書はありませんので、その辺は再度協議の中に入れていただきたいと。

それと、この税金の話は別でございます。用途変更をして町にくれるという話と課税の話は別でございますから、すべての案件であそこは宅地でございますので、それでこれは去年からあなたに指摘してありますから、あなたがそういう過誤があったら担当課長としての責任を持って自分で800万円を払うことです。当たり前のお話です。それが管理職の仕事です。全くあそこが雑種地として認定される要素は一つもないということです。登記上も都市計画上も、地区計画の中でも、ましてや町長が導入した景観条例も入っております。また、管理規則の中でもそうです。みずからの土地はみずからが管理すると。それでうたっているのは住環境に配備したグリーンタウンと。みずからがつくっている管理規則です。それをみずからがよくてはしようがない。

それで、土地を購入した人も草刈り代を払っていると。あそこも西部が所有するならみずから管理しなきゃいけないと。これが山林だったらしようがないけれども、先ほど言われたように工事は完了して雑種地はゼロ、緑地は町に移管されているということですから、雑種地は存在しないと。すべてのことからそういうことが言える中で、これは9月からあなたに指摘して

あるあなたに対応していないんですから、あなたが責任をとってそういう管理職の中で責任を全うすることです。これは今申告の時期ですから、800万円取り損なっていると、私はそう認識しております。

普通ならいけない部分は裁判所で判断を仰ぐんですよ。向こうが不服だったら不服申請という制度が日本にはありますので、その辺で住民に損害を与えないようにしていただきたい。

800万円、これ6年間で4,800万円ですよ。追徴も可能なんです。これだけのお金があったらすぐ買えますよ。監査からも課税客体の見直しという再三の指摘を受けている。指摘をしてもあなたはやらない。大企業には言わないのか。良好な関係とそれは別ですよ。あそこが宅地でないといったら、御宿じゅうみんな宅地じゃなくなっちゃいますよ。それこそ今議長が言われたように、宅地であったうちを壊せばペンペングサが生えても宅地ですと課税している。それはみんな見直してあげなきゃいけない、そういう土地がいっぱいある。新町にもいっぱいある。それを見直してあげて。そうしたらこれは雑種地でも構わないけれども、見直さないでしょう。宅地と課税したらエンドレスで宅地じゃないですか。今まで宅地から雑種地あるいは山林に見直した件がありますか。課長。

議長（新井 明君） 渡辺税務住民課長。

税務住民課長（渡辺晴久君） 先ほども申しましたが、固定資産税につきましては現況課税という形になります。登記、地目という1月1日現在の地目の利用状況等によって判断させていただいております。宅地から雑種地に変更ということでございますけれども、長期間かなりの間、もともと家が建っていて宅地課税されていたところで、現況宅地にすぐ変えて使用できないようなところにつきましては、雑種地として地目の認定を変えている場合もございます。

12番（瀧口義雄君） 最後に言いますけれども、現況すべてが宅地ですよ。登記簿上も。水道も、下水も、電気も、テレビも入って、あと31メートルをC地区で導入した。僕らは反対したけれども、事業用地だからということと同じC事業用地でCダッシュでも何でもない。造成も完工していると。さっき課長から答弁があった。これで草が生えていればそうだと云ったら、これは税務課長どうしようもないな。

議長（新井 明君） 3回を超えておりますので、質問の内容を変えてください。

12番（瀧口義雄君） わかりました。

最後の1点、これはどうするんですか、担当課長、このまま雑種地で指定していくのか。これはどういう形で協議するのか。あなたがあそこを雑種地だと言うんでしたら、登記簿上、私

が言ったように現況主義だと言ったらあそこだって現況で、宅地という開発地区の中で開発が終わって宅地の登記をしていて、それでも宅地じゃないと言ったら、これは世の中だれも信じられなくなっちゃいますよ。課税の評価なんかできなくなりますよ。草が生えているだけで雑種地か。もう一度、雑種地の根拠を説明して、根拠に対しては終わりにしたいと思います。

私が言ったことに対して反論してくださいよ。

議長（新井 明君） 渡辺税務住民課長。

税務住民課長（渡辺晴久君） 繰り返しになりますが、固定資産税の課税に係る地目の現況については1月1日現在による利用目的、それから土地全体としての状況、そういったものを観察して行うことになっております。ご質問の土地については、御宿台地区の地区計画においてはC地区ということで括られておりますが、固定資産税での地目認定は個々の現況の把握により判断することになりますので、現在は建物が建っていない、または区画の販売も開始されていない、区画も整理されていないという、地目変更の中で町が宅地として判断している状況にはなっていないということで、雑種地として課税をさせていただいているものでございます。

12番（瀧口義雄君） 一般論で話します。今言った中で販売されていないと言っていますけれども、販売されていない開発用地、これは雑種地になるのかと。A社が宅地造成して草がぼうぼうになって、何カ所から売って、全体が宅地にならないのは販売していないからという話とは話が違うよ。開発行為の中で学校用地云々も一言も言っていない。販売できる用地、できない用地は関係ないんだよ、宅地は。開発用地の中ですべて開発が終わって、現況が草ぼうぼうだから、これをやったらほかの開発業者は怒るよ。全然ここだけ草がぼうぼうで、あとは売っているところだけ課税していくと、販売していないからと。販売しないと宅地じゃないのか、そんなことはない。何でそういうのが私はわからない。すべてはそういうことで、販売しないから宅地じゃないと。じゃ個人同士が持っているのは宅地じゃなくなっちゃうよ。販売とかそういうんじゃないと、現況はすべて宅地になっていると、開発も終わっていると。上辺の話じゃ納得できないね。

議長（新井 明君） 渡辺税務住民課長。

税務住民課長（渡辺晴久君） 販売開始ということの一つの目安にしているということで、言葉足らずがあったと思うんですけども、建物が建ち始めるとか販売を開始されるとか、区画が整理されるとか、そういったことを総合的に見て宅地として判断するような形になると考えております。

12番（瀧口義雄君） あと、御宿台は販売をスタートしているんだよ、平成2年から。その開発区域の1区画だよ。販売される前とかなないところじゃない。御宿地区の開発地区の1地区だよ、それももう販売しているんだよ。ここをするかしないかは、企業の判断だけなんだよ、おかしいでしょう。

議長（新井 明君） ほかに質問を変えてください。

（「いいんですか、こういう大事な問題を途中で3回過ぎたから終わっちゃうんだとか。例えば委員会に付託して研究するとか何かほかの方法を考えないと、ただ3回終わったから切るといふんじゃ議長、まずいいんじゃないですか」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 石田町長。

町長（石田義廣君） 今課税のことをいろいろご質問いただき、渡辺課長がお答えしておりますが、町の判断といたしまして、千葉県のご指導をいただき協議する中で、現況課税ということで、また現況がご覧いただいてわかりますように、造成の途中のようなこういった学校用地として、現況がきれいに宅地整備がされてなく粗造成的にされておりました、草が生えている状況でありますので、現況課税ということで判断させていただいているということでございますので、少し瀧口議員さんとの見解が異なりますが、ご理解のほどをお願いいたします。

議長（新井 明君） あとは内部で協議するという評価委員とかそういうところでかけるのか、そういうことはどうでしょうか。もう一度内部で協議をして結論を出すということはどうでしょうか。

12番（瀧口義雄君） 最後に、いいですか、議長。

これは、課税は町の権限です。そういう中で、再度、検討をどこかの部署でやっていただきたい。税金は個人の問題が絡んできますので、大変微妙な話ですけども、僕はこの時期において、このままこれを放置しておくことができないと。移管の話と税金の話は別でございますから、移管の話は町長の話で了解しております。ただ、課税に対して課税の申告の時期ですから、特に800万円ぐらい、僕の試算ですけどもというのを放置することはいかなものかと。

僕は、現況は工事が終わっていると、登記も終わっていると、さっき言ったので言いませんけれども、これは課税ミスだと私は思っています。

以上です。この件に関しては。

次に移ります。これは検討してください。報告を求めます。

次に、機構改革についてです。

機構改革については、財政上の改革と組織体系の見直しと2点あると思います。財政上は今までも前の総務課長あたりから鉛筆1本までという意識が浸透しておりますが、課の編成も建物の構造上なかなか難しいということも承知しております。また、人数も限られた90人の中でなかなか右から左というわけにいかないのも承知しておりますけれども、効率的な運営を今後どうやって考えていくのかというのと。

今日の考えは企業も個人もみずからのことはみずからで行ってやっていかなきゃならない中で、限られた財源をどうやってうまく利用していくのかと。民間がやるべき仕事、行政がどうしてもやらなきゃいけない仕事ですね。こういうものの区分けが明確になっていった時点で、行革の成果があらわれてくるんじゃないかなと。何もかも行政がという話ではもうなくなっているという中で負担金、分担金の審査のあり方、これが一番の問題ではないかなと。この審査が内部だけだということになかなか問題があるんじゃないかなと。

それと、人的なものも異動できない中で1カ所にとどまってしまうと、有資格者というのもありますけれども、その異動もなかなか難しいという中でいろいろと問題が生じているのも承知しております。今後どのように解決していくのか、この2点。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） まず、職員の異動につきまして先にお答えをさせていただきます。

保育士などの専門職は別扱いとなっておりますけれども、その他の一般職員につきましては計画的な人事異動を進めておるところであります。

しかしながら、議員ご指摘のように職員定数も減る中では、かなり苦慮をしているという状況にはございます。

人事異動は公務における継続的な勤務関係におきまして、業務固定化及び士気の低下を防ぎ、業務の能率的遂行を図るあるいは人材の養成、活用等を目的としておりまして、必要不可欠のものでございます。

5年前の111名から15名もの定員削減を達成した現在、人事異動は大変困難な状況となっているわけでありまして。職員が少ない分、個人の能力を向上させ、少数精鋭を基本に事務に対応しておりますが、余裕がない状況となっております。

また、昨年のように団塊の世代が定年を迎え8人もの職員が退職し、新人が採用されるという状況にもなっております。各課に最低1名は新人が配置されますので、新人の育成係として

は直近の上司が当たるようにしておりますが、現在各課での職員数も少なく、新人が配置された係はその新人が育つまでは人事異動することが難しい状況にもなってきておるわけでありませぬ。

これまで管理職におきましては、おおむね3年を目安に、また非管理職にあつてはおおむね5年を目安に異動対処としたわけですが、5年を経過した非管理職員につきましては面接を行い、本人の希望も参考にしながら適材適所の配置を念頭に計画案を作成しております。

今回議員からの一般質問もございましたので、人事異動の自己申告書というものをつくりまして、現在は5年を経過した職員が11名おります。その職員に昨日配付をしたところであります。これにつきましては機構改革によって職務がかなり大きな課も中にございます。ですから、係もいろいろありますが、通算して一つの課に5年以上いるという者がもう11名おるわけですが、それらの職員にまず希望調査を実施して、今後の異動等について充分参考にしたいと考えております。

12番（瀧口義雄君） もう一つ、負担金、分担金。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 町単独の補助事業については、町内部の負担金審議会では毎予算等をあわせて審議しております。委員長は総務課長がなりまして、新5グループ、企画財政、総務、税務住民の補佐クラス以上の者が担当課として行っております。

議員ご指摘のとおり、行政内部だけではないかと、こういうご意見もありますので、その辺も踏まえて、今後外部を入れられるかどうか、早く検討したいと考えております。

12番（瀧口義雄君） なかなか外部を入れるのも難しいものがあります。状況が見えないものがありますから、その辺はまた考慮してもいいと思っておりますけれども、限られた中でやっていたら、それはなかなか見えないものがあるんじゃないかなと思っておりますので、負担金、分担金の審査のあり方の見直しをお願いして質問を終わります。

以上です。（拍手）

議長（新井 明君） 以上で、12番、瀧口義雄君の一般質問を終了します。

貝塚嘉軼君

議長（新井 明君） 10番、貝塚嘉軼君、登壇の上、ご質問願います。

（10番 貝塚嘉軼君 登壇）

10番（貝塚嘉軼君） 議長のお許しを得ましたので、ただいまから私、貝塚が一般質問を通告にしてあるとおりの質問を順次させていただきたいと思います。

私は23年度予算の中に、町長は町民とお約束したマニフェストに従って、恐らく何点が重点的な目標を立てて予算組みをしてあるのではないかなというふうに思いまして、これからそれらについてお聞きするわけです。

その中には、投資的経費、経常的経費の比率と昨年度予算との比較ということをもた福祉の町づくりあるいは観光振興、また活性化対策ということを関連した質問をしたいと、そのように考えております。

まず、今年度の予算が31億4,000万円という昨年と比較して増額されております。その中で私は町の活性化においては、先ほどご質問の瀧口議員の質問の中に、投資的経費について二、三こういうものに経費を投資していきますということで、町民生活に欠かすことのできない基礎的な投資的な予算が組まれたというふうに解釈しますけれども、私のいう投資的経費とは、やはり町民が潤い、町が活性化し得るための投資というのは、私は真の目的の投資ではないかなというふうに思っております。

そういうことで、1つお聞きしたいのが比率ですね。投資的、また経常的、この比率、これについてちょっと説明をしていただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 投資的経費、また経常的収支比率のご質問がありました。これについては決算で通常見るわけですが、今予算でという前提でご説明したいと思います。

22年度当初予算と比べまして、今年度2億1,000万円増の31億4,000万円が基礎額となっております。その中で、当初予算ベースで22年と23年を比べますと、経常収支比率で22年度当初予算は88.2%、これが23年度では1.7ポイント好転しまして、86.5%になっております。また、投資的経費、これについては22年度について全体6.1%が投資的経費で、23年度については12.7%が投資的経費になっています。

また、人件費につきましては、予算概要の資料49ページのほうに参考として載せておりますが、総額で22年と23年を比べまして117万5,000円増となっております。23年度の人件費、これは7億7,335万円、失礼しました。前年度に比べて1,175万円増えております。ただ、これについては議会費の議員年金廃止の今年度については経過措置で、共済費負担金が2,300万円ございますので、実質的には1,200万円程度、それを抜くと人件費が減っているということで

ご承知していただきたいと思います。

10番(貝塚嘉軼君) 今人件費、私は人件費が行政改革前の井上町長の時代に合併を行わないという中で、独立していくには行政改革をしなきゃいけない。そのためにはやはり人件費を削減する。そういう中で退職者が出てても補充をしないという形で、一時期90名を割る職員構成があったと。そういう中でやはり議員も定数を削減し、また議員報酬も減額し、あらゆる協議会におけるあるいは委員会における日当等も廃止し、健全な財政運営のために行政と議会と協力してきたというふうに認識しております。

そして、昨年と比較して人件費の若干の伸びがあるということにつきましては、やはり適正な人員においてこれは運営されて、町民に最大のサービスをするという目的におきましてはやむを得ない人数であって、またそれにかかわる経費だというふうに理解できるんでございますけれども、先ほど瀧口議員から質問が出ていろいろあれしましたけれども、税収のことにつきましてやはり正しい税収入を上げるように努力してもらいたいというふうに思います。

その中で、私は今23年度の重点目標という中で、町長が約束した福祉の町づくりということでマニフェストの中で少子・高齢化社会にあって子育て支援を充実させるとともに、お年寄りを大切にしよう。だれもが健康で生き生きと暮らせる町にしますと。そして介護施設サービスの充実を図りますと、このように申しております。そんな中で健やかにみんなが寄り添う町という中に老人ホームなどへの入所待ちのお年寄りが増えている現状の改善に取り組みますというお約束もしています。今現状の改善に取り組みますと、入所待ちのお年寄りが今、御宿町では何名いますか。これについてちょっとお知らせ願いたい。

議長(新井 明君) 多賀保健福祉課長。

保健福祉課長(多賀孝雄君) 介護施設の入所待ちということでございますが、特養老人ホームの待機者という形でご説明させていただきますと、現在63名の方がいらっしゃいます。内訳といたしましては、居宅でいらっしゃる方、いわゆるひとり暮らしの方あるいは高齢者世帯の方、こういった方たちが25名、ほかの病院に入院されている方が15名、それからほかの老人保健施設から特養ホームに移りたいという方もいらっしゃいまして、こういう方が22名、療養型に入所の方が1名ということでございます。

特に、緊急に入所が必要な方という場合は、地域包括センターの職員が見守り行為をしながら状況を再確認し、必要な場合には早急に入所の措置をとりたいと考えております。

10番(貝塚嘉軼君) 私が調べたところによりますと、やはり人口比からすれば少ないん

ですけれども、パーセンテージの割合からいいますと0.72ぐらいのパーセンテージでお年寄りが老人ホームにお世話になりたい、あるいはそういう形で待機待ちをしているという現状であります。

やはりお年寄り、老人お二人の片方がぐあいが悪いと片方が見なきゃいけません。そうしたときに老夫婦であるとなかなか厳しい。やはりそういうホームなどには、お世話していただきたいというそういう方たちが、私は今説明された63名は、これは今申し上げたお聞きしたとおり入院とかそういう形の方も含めてだそうなんですけれども、実際には手続をとってもなかなか入れないということで、いる人たちというのはもっともっと多いんじゃないかなと。また、親を抱えて若い人たちがご夫婦で働いている。お子さんもいる、そういう中でなかなか帰るところまで面倒を見切れない。よってだれかが、ご夫婦のうちのどちらかが職をやめて看護をしなければいけないというような状況の方というのがたくさん多いんじゃないかというふうに思います。

ですから、町長がお約束してあるこういった人たちの入所待ちの現状を一日も早く解消して、やはりお約束したとおり、福祉の充実した町づくり、年をとっても本当に御宿に住んでよかった、また御宿にお世話になってよかったというような心から思えるような施策をすることが私は大事じゃないかなと、それがお約束した中のサービスにつながっていくんじゃないかなと。そのためには、私は町独自の政策が必要だと思います。

そのためには、やはり財源が必要であると。国・県の助成を待つんではなくて、今申し上げたように、親を抱えながら、若い人が働けなくちゃ食っていけない。子供を育てていけないというような現状の中で、国の子育て支援あるいは医療の町の小学校4年生から中学校3年生まで医療費無料というような福祉政策を施しております。しかし、保育所なんかにおきましては、やはりそれに応じてそれなりの負担をいただいております。財政が豊かであればそういうところは町が無償で保育事業を行うとか、あるいは義務教育が終わるまで医療費を無料にしてあげられるとか、そういうような独自の政策が打てると思うんですよ。

そういう中で、私はですから財源を求めた中でこの後にも出てきますけれども、つながってくるんですけれども、観光振興あるいは活性化対策におきまして町長がお約束してある、これが実行していただければ、今私が言わんとしているそういうかゆいところに手が届く政策を施し、豊かな御宿町が築けるといふふうに思っておる一人でございます。

それで、町長はとにかく老人の住みやすい、老人が安心して暮らせる、そういう町づくりを

私はしていきますと言って、町民にお約束したわけです。しかし、今聞きますと、実際は介護を必要とする63名という人が待機待ちをしていると。プラス私はまだそれでもなくてもお願いしたいんだけどもというような人たちがまだまだいると思います。

そこで、イコール財源ということにつながってくるわけなんですけれども、それらについて町長はどのように具体的にお約束した待機待ち、これを一日も早くなくすんだというような考え、政策はございますか。福祉の町づくりにおいてですね。町長のお考えを。

議長（新井 明君） 多賀保健福祉課長。

保健福祉課長（多賀孝雄君） 待機待ちの状況は確かにあるわけですが、基本的には施設を必要とする方もやはり在宅で暮らしたいという意向が非常に強い状況がございます。現在介護認定されている方が463名いらっしゃいますが、この方のうちサービス利用をされている方が355名、実際にサービスの利用率というと、75.7%でございます。こういった数字から見ますと、確かにサービスを利用したいという方もいらっしゃるかもしれませんが、やはり在宅でなるべく元気に周りの方と過ごしたいという方もいらっしゃるわけでございます。

近隣状況から見ますと、いすみ市、勝浦市が200名から300名、大多喜町も116名という方が待っておられるという状況があるんですが、ただ入りたいから、緊急だから申し込みをするというのではなくて、ぐあいが悪くなったときに入りたいという予備の方も多くいらっしゃいます。そういった意味で先ほど申し上げました在宅ひとり暮らしで心配な方というのは8名、それ以外の方は病院とか他の施設に入っているわけでございます。それと今年度から私どもの地域包括支援センターが保健師と福祉士、それからセンター主任という充実した体制で対応しております。やはりそれぞれの痴呆の方もいらっしゃいます、予備軍の方もいらっしゃいます。そういったところを定期的に見て、常に判断をしているという状況がございますので、議員ご指摘のように非常に緊急としているということにつきましては、先ほども申しましたように何らかの形でそういった定期巡回等で施設のほうに必要な方については施設、ただ入りたい方と必要な方というのは、見方がちょっと違ってきますので、その点にちょっと誤解があるのかもしれませんが、極力要望に沿った努力はしていきますし、今後もそういうものに努めていきたいというふうに、担当課としては考えております。

以上です。

議長（新井 明君） 石田町長。

町長（石田義廣君） 高齢化社会が進展する中で、これから福祉政策をどのように展開する

かということであろうかと思いますが、先般2月末をもって御宿町の高齢化率が40%となりまして、65歳以上の皆様方が3,207名いらっしゃいます。非常に多いのですが、そういう中でやはりお年寄りに優しい町づくりというのは、本当に重要なことだと私は考えております。そういう中でできるだけ現状においても、元気なお年寄りはたくさんいらっしゃいますけれども、できるだけいろいろなところで社会参加をしっかりとできる仕組みをつくっていきたくと。職員の皆さんにもアイデアを出していただきまた社会参加することによって元気を取り戻す、健康を取り戻すということもございますので、そのことが医療費の削減、減少につながっていけばと考えております。

そういうことで、お年寄りの方々ができるだけ元気に過ごすことができる仕組みを考えていきたいと。

また、老人ホームの関係につきましては、現時点では先般、御宿高校の跡地の活用についていろいろご意見をいただきましたが、やはり福祉介護施設として、老人ホームの活用など非常にご意見が多くございました。そういう中で今後医療機関あるいは関係企業等々いろいろ協議して検討も進めていきたいと考えております。

以上です。

議長（新井 明君） 貝塚議員の質問中でございますが、午後1時まで休憩といたします。

10番（貝塚嘉軼君） ちょっと待って、今の関連で1点だけ。

議長（新井 明君） じゃ、もう一つだけ。

10番（貝塚嘉軼君） 先ほども言ったけれども、23年度予算の中に、最終的に福祉に対しての予算計上を企画して、昨年と今年にどれだけ差があるか。どれだけどういふことで増えたかという部分、それだけ言ってください。その答弁をいただければ、切りがいいから。

議長（新井 明君） 多賀保健福祉課長。

保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、保健福祉事業ということでございますが、特に新聞紙上でもご存知かもしれませんが、ヒブワクチン、それから子宮頸がんあるいは肺炎球菌というものを4月から新たに実施を予定しております。子宮頸がんにつきましてはこの前の議会にてご理解いただきましたけれども、その他のワクチン接種も進めてまいりたいというふうにご考えてございます。緊急通報につきましては現状は65%の状況でございますので、今後啓発普及を23年度については実施していくということによりまして、高齢者に安全な町づくりというものを進めてまいりたいというふうには考えております。

議長（新井 明君） 貝塚議員の質問中ですが、ただいまより1時まで休憩といたします。

（午後12時03分）

議長（新井 明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時01分）

議長（新井 明君） 貝塚嘉軼君、登壇の上、質問を願います。

10番（貝塚嘉軼君） 大事な質問をするんですから、それでは、休憩前に引き続き議長の許しが来ましたので、一般質問をさせていただきます。

先ほど福祉の町づくりということで、町長のお考えを聞いて、なおかつそれを予算上どのような形でお約束したことが実行されていくのかということでお聞きいたしました。

町長さんが答えてくれたとおり、一言でこうしていきますということは、なかなか難しい問題だろうというふうに思います。やはり考えを前向きに持って、できるだけ入所待ちのお年寄りが減少するように、何より必要なときに必要な手を伸べさせてあげられるという行政運営をしていただきたいなというふうに思っております。

続いて、観光振興ということで、町長は海岸ビーチサイド計画に取り組みます。また、駐車場整備の改善を図りますということで、これらについては先にも町長の考えがあって、説明も聞いておりますけれども、実際にビーチサイド計画、これはどういうお考えのもとにこういうお約束をしたのか、ひとつお聞きしたい。

それと、駐車場整備というのはやはり人が訪れて、鉄道を使うよりもマイカーで来る方たちが多く、また団体で来る方も多くという中で、それなりの駐車整備が必要だと思いますけれども、私は今ある駐車場において充分であるとは言い切れないかもわからないけれども、国道沿いの多目的広場におきましては一夏のうちに一、二回満杯になるというような状況の中で、果たしてここがまだまだ駐車場としての整備が必要なのかどうかというのも1つ疑問に思う一人なんですけれども、これについて町長はマニフェストの中で観光振興ということで、たったこの2点しかお約束していないんですね。私は活性化対策と連動してんだろうというふうに思うんですけれども、実際のところ実施計画の中にもっと深い意味での町長は観光振興の施策を盛り込まれているのかどうか、それについてちょっと話をお願いしたいなというふうに思い

ます。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） それでは、海岸ビーチサイド計画につきましてのご質問ということでございますので、海岸ビーチサイド計画につきましては、マニフェストの中長期施策として位置づけられており、具体的な内容につきましては今後詰めていく予定です。この計画は美しい網代湾の資源を活用した3つの骨子を体系とする計画づくりの指示を受けております。

1点目としては、網代湾を中心とした自然景観を磨き上げ、海浜景観の保全に努めること。

2点目は、漁獲高が年々減少傾向にある漁業者などが観光事業者と連携を図ることによって、海業の活性化を図ること。

3点目としては、海岸、網代湾を活用したマリンスポーツなどのイベントの開催の検討のことということで、以上の3つの柱を推進することによってビーチ文化をさらに発展させ、食文化の伝承や雇用の促進を図り、新たな観光産業を創造することを考えております。

この計画を促進するには、やはり人材の育成や施設の活用を含めた具体的な計画づくりを行うために、関係機関の理解と協力が不可欠であり、十分な今後話し合いを行う予定です。

議長（新井 明君） 石田町長。

町長（石田義廣君） 海岸ビーチサイド計画ということで、今産業観光課長から説明いただきましたが、今お話を申し上げましたように3つの柱からなりまして、ビーチ文化の交流をしていきたいということでございます。それにつきましては、漁業協同組合を初め観光協会あるいはNPO団体もございますが、関係機関と連携を強化して、総力でこの事業を進めていきたいと考えております。

10番（貝塚嘉軼君） 今お答えをいただきましたけれども、ビーチ文化といえども3年前になりますか、昭和63年、あれは62年になりますか、御宿町が新しいこれからの御宿の文化として渚の火祭りというものを立ち上げて、非常に長きにわたって継続してまいりました。それがたしか3年前だったと思います。いろいろ地球温暖化とかそれからダイオキシン問題とかというような世の中の話題に、御宿の火祭りも温暖化防止に寄与するんだとかあるいはダイオキシンをなくすために火祭りを取りやめるんだとか、あるいは材木を調達するのに資金を投入して、それを一夜にして燃やすということはいかがなものかとか、さまざまないろいろなご意見があって、最初にやろうとした人の意思、要するに今町長がビーチ文化と言いましたけれども、あれはその先駆け、要するに当時町長も恐らく職員でいたと思います。そして観光の一つの目

玉として知らされて、観光関係業者が非常にあの火祭りについては、潤っておったというふう
に言っても過言ではなかったかというふうに思います。それが急に減らされ、今でも私も宿泊
業を営んでおりますけれども、5年前に来て非常によかったと、今年もそういうおかげで泊ま
りたいんですけれども、そういうお話があったけれども、実は残念ながら事情があって火祭
りは中止しておりますというお話をしたら、残念ですね。しかし、御宿の美味しいお魚を食べ
たいということで伺いますから、よろしく願いますということで、お客さんに来ていただ
いた、そういうこともあります。ほとんど宿泊関係の人は、あれは非常によかったというよう
な今でも話をお聞きします。

よって、町長、どうでしょうか。前のような規模じゃなくても、何とかあの渚の火祭りに匹
敵するような新しい町長としてのビーチサイド計画の中に文化として、ビーチを文化としてや
っていくんだと言うのであれば、やはり交流人口の増幅、それによって観光を中心としてこの
町が生きていくんだと、町長はいろいろなところでお話をしていますよね。その一端として、
私はぜひビーチサイド計画の中に新たな文化として立ち上げてもらう、お考えはありますか。
どうかももう一度それをお聞きします。

議長（新井 明君） 石田町長。

町長（石田義廣君） 観光の振興ということで、今やはりご指摘のように交流人口をいかに
増やしていくかということがあると思います。例えばきれいな砂浜を、夏、2カ月はお客さん
が見えていますけれども、あとの10カ月をどのようにして活用していくかということも一つの
大きな課題です。そういう中でいろいろなイベントも創造されていくと思います。先ほど申し
上げましたけれども、それが1点ございます。

この海岸周辺の景観をよりきれいにしていくと同時に、今漁業の関係が大変厳しい状況にあ
りますが、漁業と観光をどういうふう結びつけていくか、そういうことで海岸周辺の形をつ
くっていきたい、ご指摘のイベントについては、これから皆様方のご意見、ご指導もいただき
ながらつくっていきたいと思います。

10番（貝塚嘉軼君） 私は23年度予算関連に従って、町長が約束したそのことが今回の予
算の中に盛り込んでおりますかと、それが1つの大きな質問なんですけれども、それに関連し
てこういうことを町長が約束していますけれども、どうなんですかという質問をしているわけ
です。

駐車場についてはどうなんですか、これについてちょっとお伺い。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） 駐車場の改善につきましては、まず既存の民間の駐車場と連携を図ることよっての強化、それと新たに今回当初予算にも計上してありますが、大型バスの受け入れ対応できないメキシコ記念公園の駐車場の整備についての可能性についての調査、研究を今回は予算の中で計上させていただいております。

10番（貝塚嘉軼君） 私は今、メキシコ公園に対して大型駐車場の整備をというお話がありましたけれども、以前にも提案したことがあります。今じゃ手おくれなんですから、あの記念塔に登る右側の小さな山の隣に大型バスが大体六、七台入りそうな土地がありました。それが売りに出ています。どうでしょうか、駐車場として買い求め、そうすることによってあの周りにお土産屋あるいはちょっとした飲み物等も提供できるんじゃないですかというようなお話をしたことがあります。それについては、前向きに検討しますというお答えをもらっていたんですけれども、それきりになっています。

今聞くと、大型バスの駐車場を整備すると。一体どこにどうやって整備していくのかなというふうに思いますけれども、それは今回の予算の中に駐車場の改善整備ということで考えておりますということですので、ぜひそれは大型バスあるいは乗用車等が楽に駐車できるようにお願いしたいとは思いますが、とにかく古きよきものは継続していくと。

ですから、何年たったからこれは効果のないものは見直し、またやめて、新しいものを考えていくということに関しては当たり前であって、いかに12月も私はいつまで言ったんですけれども、元気な町づくり、元気が根本的な暮らしの中で外すことのできないことだろうと思うんですよ。すべて医療についても、元気なお年寄りがどんどん増えることによって、それはそれでまた町にそれなりの還元をしてくれるし、子供たちの教育にも役立ってくれるというふうにも思うんです。

ですから、元気の源をどうしたらつくれるか、つくっていくのが私は行政の一つの政策だろうというふうに思うんですよね。その中で次の活性化対策ということで、町長が約束していますよね。その中の一つとして雇用促進を図るため環境を汚染しない工場誘致に努め、若者の定住化を図りますと、このようにマニフェストでお約束しているんです。雇用の促進、これは今の国の政府、菅内閣、民主党は事あるごとに雇用、雇用としています。だけど、我々地方においては、雇用を促進するどころか、補助金で雇用促進の2名だ3名だ1名だという国からの助成があってやっているわけ、実際に若者がみずから集まってきて就職をして、そこで生活をし

てくれるというそのサイクルが全然できていないんですね。

町長は、ここに環境を汚染しないで工場誘致、これは理想です。こういう業種があったらもう最高ですよ。だけど、工場誘致をしてきても、歴代私は何代か町長につかえてきましたけれども、皆さんみんな雇用促進、それから若者の定住、これらをうたって、工場誘致をしようと、政策を打ち出してきていました。しかし、風害、塩害あるいは大きな問題はゴルフ場建設にあたって大反対が起きて、そして企業が撤退したと、その後そのままになっています。新たな企業が購入して新しいものをやろうとしても、やはり地域のそういった背景があって、なかなか着手できないという状況も見受けられます。

そういう中で町長は現職のときに味わっているわけですよ、ゴルフ場反対の問題についても、あるいは工場を誘致しようとしても、そこにはなかなか難しいものがあると言いながらこういう約束をした。そして町長になった。じゃ一体これをどうするのかと。

昨年、一昨年と400年の事業があって、それにやはり気を配る、そういう中で経緯をしてきて、今年度の予算の中に実際に先ほど前任者の瀧口議員が定住化についても触れていましたけれども、私はこれは本当に大事なことだと思うんですよ。これが実現できれば御宿の自主財源はうんと上がるし、先ほど言った福祉の町づくりにも手厚い看護もできるわけですよ。教育にしてもそうです。義務教育が終わるまで医療費が無料、保育費も無料、そういうことも課長さんに特徴のある政策を打ち出して定住化を図ってみる。私はプロジェクトチームをつくりました、パンフレットをつくりました、それをこういうところへ配ります、こういうところへ置いてあります、こうして計画もしていますというそれだけでは、不十分だと思います。

やはりその人が住むのにあたって生きていくのにあたって、自分たちがお子さんを育てるあるいはお年寄りを抱えた人たちが御宿へ来て、そういう政策の充実したところで生活できる、これはもうハッピーだというような思いをしていただいて人が増えていくと。そして財政も豊かになっていくというようなこのサイクル、仕組みが私は大事であるというふうに思うんですね。

ですから、町長、何度も同じように聞いて申しわけないんですけども、町長が約束した町長が応援している後援会の皆さんにこれはいつですか、12月か1月か私は知りませんが、町長のお約束したマニフェストが就職状況ということで何か報告されたように聞いております。幾つかお約束した中で、達成したこともあるでしょう。

特に私は町長が町民と一体となって町政運営をしていくんだという中で、サンデーオープン

とかあるいはそのほか行政改革の中でお伝え申したことが、まだ任期半ばであるのでこれからですというようなこともたくさんあるだろうと思いますけれども、今私がお聞きしているこの工場誘致については、町長はどういうお考えの上でこういうお約束をしたのか、もう一度お尋ねします。ぜひこれについてお答え、町長みずからお答えいただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長（新井 明君） 石田町長。

町長（石田義廣君） 工場誘致については、ご承知のように、非常に厳しい経済状況にありまして、なかなか思いどおりに、進んでおりません。しかしながらやはり人口定住化に関連しまして、若者の皆さんが少しでも多く住んでいただけるということは、非常に町の活性化にプラスになりますので、工場誘致ということ掲げたわけでございますが、現時点では目立った成果や効果は出ておりませんが、努力させていただきたいと思います。

10番（貝塚嘉軼君） そこで、私が再三一般質問でお聞きしている、また提案をしている町有地の有効利用ということで、議員の中にはまたかよ、貝塚と言うかもわかりませんが、天の守の町有地のあの2万5,000坪について、町長、この形の中というか、約束の中でそういうあの土地を有効に利用してと、そして私はそこを何か町がやれとは言っていないんですよ。町が考えて、プランを立てて、これをやはり一般企業に提示した中で乗ってくれる人、乗ってくれる企業があったら、ぜひ協力して、そこに工場ができるか否かは別として、町の基本の中でひとつ町長、全町を公園化構想もうたっています。しかし、そこに全町公園化をする前に、部分的でいいです。その土地を一部公園化して、そして交流人口を増やしていく。それによってやはり御宿に滞在する期間を増やすと。要するに1泊、2泊をしてゆっくり御宿で過ごしていけるような開発はできないのかと。そういう中で時間は大分あるんですけども。

（「要望するんじゃなくて」と呼ぶ者あり）

10番（貝塚嘉軼君） そうなんです。そういうそれは怒られちゃいますから、なかなか難しいんで、私なりに町が一つの考えとして、手づくりリゾート開発というようなものをそれは何かというと、週休2日制が導入されてもう何年もたちます。いまをもって、余暇を利用してうまく休みを利用するというのが日本人は下手で、まだまだそういう人たちに引き出すような方法はないのかと。要するにこういうことをこうやっていますよというようなことを発信して、どうしたらいいのかなとって、持て余している人たちを呼び寄せるといような形で、どうかなというふうな形でひとつ私の考えの一端をぜひ述べさせてもらいたいなと。

それは、要するにものから心の安定を求める意識の多様化に伴って、その遊びを提供し、その受け皿として何をすべきか研究することが緊急の課題であるというふうに思うわけですね。それで、やはり自然に接して、快感を与える遊び方、これは私はちょっとそんなに大変なものじゃないだろうなというふうに思うんですよ。というのは、元気なお年寄りも多い御宿町で、海岸を利用したり、あるいはちょっとした施設で利用できるような部分でできないかなというのは、当たり前のことですが、たこのつくり方と揚げ方とか、それから変わった釣り方と釣り道具のつくり方、これは海と川も含めてですが、釣りの好きな人はたくさんおると思うんですよ、そういう人たち。

それから、生き物と遊びながら、その飼育方法を学ぶとか、御宿には天然記念物のミヤコタナゴ、これが生息しております。そのミヤコタナゴの環境整備をして、それを見て、そしてその育て方を学習員がいますから、本議員の中でも伊藤さんがそうですから、そういう方がボランティアで出てそういう観察、飼育、そういうものを教えてあげるとか、それから植物の育て方というのは、簡単な盛んに農水課のほうでも奨励しています。そういう人たちが初心者の人たちあるいは小さな子供たちにも、こういうものはこういうふうに育てるんですよとか、いろいろなものがあると思うんですよ。そういう植物の育て方とかあるいは漁業の町ですから、ロープを使った遊び方、遊びの道具のつくり方とか、そういうものを提供して滞在時間を、御宿に長く休めるという考えはいかがなものか。これが結局は一つのイベントになるというふうに私は考えるし、またそういうところはなかなかないんじゃないかなというふうに思うので、ぜひこれをひとつ提案しておきます。

それと、やはり天の守の豊かな森の中に自然公園として位置づけて、四季折々の花や果物、春には、どんな実のなるもの、必ず花をつけますから、その時期にそして花を見て、そして秋には春に見た花のその花がどんな実をつけたのか、そういうところに興味を持たせて、また秋にも訪れてもらうとか、そして実ったものをよくブドウ狩りだとかナシ狩りだとかとそういうことがありますよね。そういうような形で私はこの地に合った、石井議員からも以前に桑狩りなんというのもやっているよということで、データをもらったりして、だから桑とかグミとか、これは本当に御宿町に合った自然のそういった野山の植物、果実ですから、ですからそういうもので。今ちょっと聞こえちゃったけれども、渋くて食えないんじゃないんですよ。今こんな大きなビー玉以上の大きなグミなんかあるんですよ、栽培用の。それは健康にもいいし、いろいろいいんですよ。

ですから、そういうものをあの自然の中に植えて、そしてすればそれは家族そろって1日ゆっくり御宿で楽しめるというような私が言うと町長が大規模開発だというふうに思っておられるかもわからないけれども、そうじゃなくてやはり秩序ある計画を立てて、そしてとにかく交流人口を増やすと。そして自然に若者が住めるようなそういった環境づくりが大事じゃないかなというふうに思うんですよ。

まだ時間があるんですけども、私とすればちょっとのどが渴いたから。そんなような考えで今町有地の有効利用という考えの一つとして、私が今これならどうだろうかと、こういう形なら何とかできるんじゃないかなというような考えた一端を提案したわけなんですけれども、町長はマニフェスト等で約束して見直す考えはないと、12月議会で言明されましたけれども、私は町長通告にないあれですけども、総務課長にお聞きしたいんですよ。サンデーオープンを実施して、その効果はどれくらいあったのか。

それから、フレックスタイムの導入によって職員のどんなご意見があって、またどういう効果があったか。

それと、町民との会話ということで、町長は何回か実施しています。町長のあれを見ると、懇談会の実施については、21年度が3カ所やっております。また22年度も3カ所でやっております。

そういう中で、お約束した町民との対話を重視して政策に反映するというので、実施しております。しかし、私も地元、岩和田区での説明会には出ましたけれども、正直言ってそこで建設的な意見というのは、皆さん町民の方はいきなりこういうことねと言って提案されても、その場で言える方というのはそう多くなかったと。ですから、それを聞いてこの23年度予算の中にどういうところが盛り込まれて実施していますよという形なのか、1つ。それと職員の意識改善を行いますということで、町長は職員の自発的な行動あるいは自発的な町民へのサービスというものを多分教育しているだろうというふうに思います。

そして、今回いただいた23年から25年度の実施計画のその中に職員の意識改革ということで何点か出ておりますけれども、より一層職員のどういうところを改善して、どういうサービスを行っていくのかという部分をひとつお聞きしたいなと思います。お答えください。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） それでは、何点かご質問いただきましたので、最初にフレックスタイムとサンデーオープンについてお答えを申し上げます。

フレックスタイムの実施状況につきましては、昨年の全員協議会におきましてご報告を申し上げますが、平成21年4月から窓口業務サービスの拡充を図るため、試行的に1年間実施をいたしました。フレックスタイムの時間につきましては、午後5時半より午後7時までの1時間半の業務延長を行ったわけであります。4月から6月の3カ月間は議会事務局を除くすべての役場窓口で実施をいたしました。3カ月間の実績が71件と少なかったことや利用実績の大半が税務住民課窓口であったことから、内部協議の結果、8月からは税務住民課の窓口で実施をいたしました。

利用者増を図るため、定期的に防災無線、お知らせ版などにより周知を行ったわけであります。しかしながら、1月の時点での実績は開設日201日で取り扱い件数171件、1日平均1件に満たない利用率でありました。

この利用実績につきまして協議をいたしましたけれども、日中勤めていて役場に来られない方につきましては、通勤時間を考慮いたしますと7時までの延長では受付時間に間に合わないというようなことが利用率の向上に結びつかないという結論に至ったわけであります。

フレックスタイムにつきましては、平成22年3月で見直しをし、これを補完する意味で昨年4月からサンデーオープンを試行的に実施しております。

第3日曜日午前9時から12時までの3時間、税務住民課の住民係窓口で実施をしております。また、あわせて公民館での窓口サービスの拡充を図るため、これまでの住民票発行に加え、4月から新たに印鑑証明等の発行を開始したわけでございます。

サンデーオープンの実施状況は、2月までに11日間実施しておりまして、28名、1日平均3名の利用状況をいただいております。試行期間の評価をいたしまして、当初1日5名の利用を目標としておりましたが、一定の効果が来ていることや利用者からの継続を希望する声も寄せられていることなどを配慮し、試行期間を1年間延伸し、23年度の利用状況を参考に、恒久的な制度とするかを検討していくことにいたしました。

利用者数の向上を図るため、町ホームページや広報お知らせ版、防災無線などで住民周知を今後も図ってまいります。

次に、町民懇談会についてでありますけれども、2年間にわたって懇談会を開催してまいりました。ご意見も議員のご指摘のように、余り積極的な意見はなかったという中で、例えば今回の予算の中に反映されているものとしましては、旧岩和田小の解体等については、早急に進めていただきたいというようなご意見も岩和田の集会所では多数寄せられたわけであります。

そういったものについては、予算の反映をさせていただいたということでございます。

今後につきましては、皆さん方が意見を出しやすいようなテーマに絞って懇談会は開催してまいりたいと考えております。

次に、職員の意識改革でありますけれども、職員を削減いたしましたので、以前に比べ職員1人当たりの業務量は増加しておるわけでありまして。また、政府が進める地方主権改革では、市町村の企画、立案能力と遂行力により、大きく差が出るものと考えられます。

町職員は少数精鋭として業務を遂行する必要があるわけでありまして。必要な研修に積極的に参加させ、おのおののスキルアップを図り、人材の有効活用に努めてまいりたいと存じます。

また、私たち地方公務員は、納税者である地域住民に雇用され、地域住民全体の福祉の増進を図るため働くことを改めて認識し、公共の利益のために勤務し、かつ職務を遂行するよう職員全体で努めてまいります。

職員の研修につきましては、ゼロ予算事業として職員が講師となって研修を行う内部研修なども実施しております。テーマを決めまして係長以上が講師となり、主任、主事以下の職員に研修を行ったりもしております。このようなことで研修につきましてはより一層充実を図ってまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

10番（貝塚嘉軼君） 今説明がありましたけれども、非常に言葉上においては、これが実施されれば、本当に住民重視の行政であるというようなことも考えられますけれども、やはり人が行うことですから、なかなかそうもいかないという部分もあろうかと思っておりますけれども、あくまでもこれは町長が町民と約束した事柄でございます。総務課長が申し上げましたけれども、ぜひ町長そういう形の中で職員教育をし、町民のために寄与するように努力をしていただいってもらって、そのかわり我々議員もそれについては大いに協力していきたいと私は考える一人でございます。

それともう1点お聞きしたいのは、御宿高校の跡地の問題については、再三触れられておって先ほども町長からちょっとお話をいただきました。岩和田小学校跡地については今年度予算の中に上のあれは解体してやるという、しかし残った建物については区からの要望が上がっていると思うんですね。それについてもう一度行政は要望に対していつからその要望を実施していくか。どういうふうな形でそれを実行していくか。また、それが今回の予算の中にただ解体して駐車場にするという整地だけするという予算なのか、そのほか耐震という部分もあって、それは実施してからというような話も以前にありました。その耐震が終わっているのか。終わ

っていて、区からどのような利用の仕方を町に要望しているのか、ちょっと説明をもう一度していただきたいなと思います。どうでしょうか。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 岩和田小学校の校舎棟、これについては50年間たっていますので、住民懇談会で岩和田だけではなくて、ほかの地区でも去年初めてつくりました予算書資料をもとに説明いたしまして、いろいろな意見を聞きました。昨年11月8日に区から区長名で町長のほうに要望書という形で岩和田小学校については上がっています。それですと、区としては岩和田児童館が38年以上経過していると、それは大宮神社のわきにあります、老朽化しているんで、その児童館の移転、また区の会議室等、老人クラブ、子供会などの交流の場という要望です。また、ほかの地区ともあわせて、岩和田のみならず有効な施設ということで、将来的には町で考えています。

今回の予算については、旧校舎棟を撤去して、更地を整地すると。その後六軒町側の擁壁がある程度経過していますので、耐震については調査結果で1階部分の理科室、特別教室、そこに一定の耐震補強をすれば、校舎棟、特別棟はもつという診断が出ております。それについても27年までにやっていきたいというふうに考えております。

それと、区からの要望については、やはりトイレがそうしますと体育館と旧校舎棟しかございませんので、区の要望としては特別教室側にトイレをつけてほしいということと、あそこの進入路のわきが狭いので、グラウンドから校舎に向けて道路の拡幅をしてほしいと、そういう要望があわせて提出されております。

10番（貝塚嘉軼君） 今提出されておりますということで、それについて具体的に耐震は27年度までに対応していきますと。ただ、児童館の移転については、それは耐震が終わらなければ移転はできませんよあるいは区の事務的な事務室として使用できませんよとか、あるいは町全体として利用するにしてもそれは無理ですよというのか、その辺はどうなんですか。耐震を27年度までに国はやりなさいという中でやりますよという今のご意見なんですけれども、それについて私はそこまで引っ張っていいのかなというのは、やはり地域の住民の人の声を聞くと、子供が少ないせいもありますけれども、児童館が大宮神社の山の中腹だと。そうすると、子供の声が全くしないと。本当に寂しい思いですよと、子供は御宿に行っちゃったからねと。朝晩の帰りにちょこちょこ子供が今学校に行くのかなと、今帰ってきたのかなという程度しか感じられなくなっちゃったと、寂しいですよということなんですね。

ですから、早く子供があつた旧岩和田小学校の跡地に集って、にぎやかな元気な声を地域のお年寄りが聞きたいという話もしております。ぜひこれ早急に検討していただいて、来年度とか23年度じゃなくて24年、少なくとも25年度ぐらいまでには区の要望を満たすような予算をつけられないのかとあるいは実施できないのかというふうに、そう思います。

とにかくあつた岩和田小学校を合併するのに1年前倒して、町長の予定よりも議員の皆さんが少しでも費用削減、財政困難という部分の中で合併を急いでもらったと。地域住民にも充分その旨を説明して、同意を得て、19年が18年度に合併したわけですから、ですから、その辺を考えていただいて、地域の住民から要望が出たのであれば、27年までとかという部分じゃなくて、やはりそれは誠意を持って当たるといふのが当たり前じゃないかなというふうに思うんですけども、町長ぜひ予算のやりくりは大変だと思います。しかしながら、やはり一つ一つをやっていくと、町長のお考えでしょうけれども、もう1年、2年なんてすぐたっちゃうんですよ。もう任期がすぐ来ますよ。

ですから、その辺について町長のお考え、今企画課長のお考えを聞きましたけれども、町長としてはどういう手を打っていくのか、ちょっとお話いただければなと思います。

議長（新井 明君） 石田町長。

町長（石田義廣君） 岩和田地区からご要望をいただいておりますが、1つには私はあつたあの岩和田校舎の特別棟については、町全体の活用を考える必要があるのではないかなと思います。そういうことで、いつ実行できるかということについては、財政事情を勘案しながら、できるだけ早く対応していきたいと思つています。

以上です。

10番（貝塚嘉軼君） それじゃよろしくお願ひします。岩和田だけの問題じゃないと思つていますので、議員からも指摘はされておりましたけれども、あれはもともと岩和田地区にあつた学校ですから、ぜひそういう形で、優先順位があるとすれば、できるだけ優先順位を高めていただいて、地域の人たちの要望にできるだけおこたえしていただきたいなというふうに思つております。

私の質問は15分を残して、これで終わりにいたします。ありがとうございました。（拍手）

議長（新井 明君） 以上で10番、貝塚嘉 君の一般質問を終了します。

ただいまより10分間の休憩といたします。

（午後 1時53分）

議長（新井 明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時08分）

白 鳥 時 忠 君

議長（新井 明君） 2番、白鳥時忠君君、登壇の上、質問を願います。

（2番 白鳥時忠君 登壇）

2番（白鳥時忠君） 2番、白鳥でございます。ただいま議長の許可を得ましたので、これより一般質問させていただきます。

まず、就任当初マニフェストに対しての質問をさせていただきましたが、それから2年の月日を経て、当時とは見解が違ったとしても問題がないと私は認識しております。何ごとにも柔軟に対応し、常に新しい視点で町政運営をしていただきたいと思います。

そして、現在の町長の率直な気持ちと町の方向性について今回質問させていただきます。

まず、近隣自治体の話を聞く前に整理しておきたい何点かについてお聞きしたいと思います。

町政マニフェストには、市町村合併問題として、町の最重要課題としてとらえ、しっかりと町民の皆さんのご意見をお伺いし、対応を図ります。将来的には吸収されることなく、誇り高く御宿という地名を残し、合併を推進します。このように書かれております。就任後、石田町長は当分の間、合併は考えず、単独運営していくという現在の見解に至った、この経緯をまず聞かせてください。

議長（新井 明君） 石田町長。

町長（石田義廣君） 合併問題につきましては、当時1市5町から始まりました。非常に試行錯誤といいますが、いろいろな経験をさせていただいたわけですが、合併問題につきまして当時は非常にある意味では賛否両論、いろいろなご意見があったと思います。現在に至りまして、一応総務省も平成の合併は一段落したと、考えております。

また、近隣の市町につきましては、いすみ市はあのような形で3つの町が1つになっていすみ市が誕生したわけですが、大多喜町あるいは勝浦市の首長さんともいろいろな話をいたしますが、これからの合併への機運といいますが、雰囲気は現時点ではないと。また、町民の皆さんの中にも合併云々ということで、早くしたほうがいいというようなご意見は、今私自身は感じておりません。

そういうことで現時点では、およそ8,000人の人口により、1つには地域のコミュニティをつくるということについては、非常に理想的な、一番人口的には適正な人口ではないかと思ひまして、地域の文化を大切にしながら独自の道を歩みたいと考えております。

2番（白鳥時忠君） 今早くしてくれという要望はないという話もありましたが、僕は早いとか遅いとかそういう問題ではないと思うんですよ。町長のビジョン、このビジョンいかんによっては、周りを説得するだけのもの、これがあれば、合併に向けての機運、これも盛り上がると僕は思うんですよ。

それで、町政マニフェストには、町長の市町村合併を推進する、これに至った根拠、このマニフェストに掲げたわけですから、これに対する根拠があったと思います。これいかんによっては、納得するものであれば、それに向けて協力していこうという議員の中でもそういう機運も盛り上がるかもしれないんですが、これはどのような枠組みで行い、この形でいえばこのくらいの財政効果があるというような長年行政一筋で来られた石田町長ならではの合併の構想、これがもしもあるようでしたらお答えいただきたいと思うんです。

議長（新井 明君） 石田町長。

町長（石田義廣君） 現時点で各市町村の財政状況を見た場合、例えば御宿町は、これは平成21年度の財政指数でございますが、財政力指数が0.54、実質公債費比率が11.3%、経常収支比率が89.8%、将来負担比率が100%、このような数値がやはり一つの大きな目安になると思いますが、また平成23年度をピークにして公債費比率が下がっていきますので、そんなに大きな事業といいますか、予算、事業費を使わないことであれば、それなりの地域の活性を生みながら町発展に資することができるかと私は判断しております。

2番（白鳥時忠君） 今のはマニフェストに掲げたときに今の判断をしたということでしょうか。僕が聞いているのは、町長マニフェスト、この市町村合併問題に対して合併を推進します、これに至った根拠、これについてお聞かせいただきたいと思ったんですが、それについて町長。

議長（新井 明君） 石田町長。

町長（石田義廣君） 当時は、先ほど申しましたけれども、賛否両論ある中で、私もかねてから職員としてきまして、やはり総務省とか国の方針というのはある意味では大きく尊重しなくちゃいけないという、正直ございました。そういう中で、その時点では合併したほうがいいんじゃないかなという幾分かの気持ちがございました。また、合併した場合は、これこれこう

いう形で合併しなければいけないというような自分なりの考えがありましたので、掲載させていただいたということです。

2番（白鳥時忠君） 今の答弁ですと、職員時代から総務省、国の指導もあって、それを尊重したほうがいいのと、その当時はそういう機運があってこのような形になったという理解でよろしいのでしょうか。はい、わかりました。

今のを踏まえて、今度は近隣自治体との関係についてお聞かせ願いたいと思うんですが、勝浦市長選挙も終わりました、この地域の首長選挙が一段落、今現在したと思います。近隣自治体との関係について、現状と石田町長の考えるこれからの展望についてお聞かせください。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 地域連携につきましては、議員もご承知のとおり、個別の地方自治体の区域を越えた広域の行政事務に対応する必要や単独では処理が困難な事務事業への対応のため、特定の事業、医療、消防、水道、共済事務などについて一部事務組合を組織いたしまして、事務を共同処理しております。

地域主権改革につきましては、いまだその全容が見えておりませんが、地方自治法の抜本的な改正など地方自治体にとりましては大きな変革がなされようとしております。

また、現在の交付税を初めとする国の財政措置は、今後大幅な見直しがされることも予想されるところであります。単独で基礎自治体として機能を維持していくことは、大変困難な環境になることが想定されるところであります。

御宿町では、15年間にわたり行政改革を進めてきており、行政経費の削減、効率化に取り組んでまいりました。中でも平成17年度からの定員適正化計画による定員削減の効果はとて大きなものがあつたわけでありまして。

しかしながら、これからの行政改革を考えると、このような大幅な改革はとて見込めないような状況となってきておるわけでありまして。

こういう中におきましてはなお一層の地域連携を強化しまして、共同処理できるものについては共同処理の方向で検討を進めてまいりたいと考えております。よろしくお願い申し上げます。

2番（白鳥時忠君） わかりました。

第5次御宿町行政改革大綱実施計画、こちらのほうに市町村合併の研究、調査、これは21年まではあつたんですが、今のを踏まえて22年からなくなったと思うんですが、これは今市町村

合併の話はありませんが、調査、研究は必要ではないかと思いますが、これについてお聞かせください。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 市町村合併の調査、研究ということでありまして、白鳥議員もご承知のように、夷隅郡市では平成19年度から20年度の2カ年間におきまして2市2町の総務課長、企画財政課長、県合併担当課長も参加する夷隅地域合併協議会を立ち上げまして、各市町の行財政の状況や合併した場合についての検討協議を行いました。

先ほど町長からも答弁がございましたように、近隣においては合併の機運が盛り上がることなく、この会につきましては新合併特例法の期限内、平成22年3月までの合併の可能性について検討するために立ち上げた会議であったために、現在では中断をしているという状況にございます。

また、総務省も新合併特例法の期限をもって合併推進の一たんの節目としておりまして、平成22年3月31日をもって市町村の合併の特例に関する法律の改正を行ってございます。この法律については、合併の推進のための方策は廃止されておるわけであります。

このような中で、当然のことながら国の状況であるとか、国内の状況、また県内の状況、当然研究しながら今後動向を見定めて町民の皆様へ情報の発信をしまいたいと考えております。よろしく申し上げます。

2番（白鳥時忠君） 今言われた経緯があって今調査、研究、これについてはやっていないと。ただ、私としては調査、研究、これは予算づけをしてやっていったほうがよりよいものができると思いますので、引き続き検討いただきたいと思います。

そして、私は市町村合併を推進しています。その前段で御宿の行政改革、これをモデルケースとしてこの地域の行政運営の形を提案すべきだと思っています。そしてこの地域の行政運営の形がこの国のモデルケースになるように、これを御宿町実施計画にある前例にとらわれない新時代の発想を積極的に取り入れた抜本的な改革だと思っています。そしてこの思いが私の根幹にあります。この思いを含めて以後質問をさせていただきます。

次に移ります。行政改革についてお聞きします。

行政改革についてお聞きしたいのは、第5次御宿町行政改革大綱と第6次御宿町行政改革大綱において、変化があるのではないかと考えたからです。

大きく変わった点として、人員削減という言葉がなくなりました。町定員適正化計画では、

平成17年から22年までの間に職員10名の削減を目標としていましたが、16名の削減が図られたからだということと書いてあります。

まず、この10名削減するに至った経緯についてお聞かせください。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） これにつきましては、平成17年に定員適正化計画を策定し、この行革の前に終わったわけでありまして、予算への占有率は26%ぐらい占めていたと思っておりますけれども、この人件費を削減するべきだろうと。そのためには定員削減が一番効果があるであろうということで、御宿町の場合ですと15年間にわたってこの行革を進めてきたわけでありまして、平成17年に新たに定員適正化計画を設けて、それで目標値に向けて削減に努めてきたところでありまして。機構改革もこれに合わせて行ってきたという状況でございます。

2番（白鳥時忠君） 現在何名で、この人数に対して行政では多いと思っているのか、少ないと思っているのか、お聞かせください。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 今現在96名の職員数となっております。これは特別職は含んでおりませんが、目標数値の100ぐらいが適正ではなかろうかなということで考えておりますが、そういう中で地域主権改革というようなことで、今国でも盛んにその枠組みなどを進められておるわけでありまして、この全容がいまだに見えない状況でございます。この辺を考えながら新たな定員適正化計画を今現在検討に入っております。でき次第、また議員の皆様方にもご相談を申し上げて、新たな計画として目標値を設定してまいりたいと、思っておりますが、現行ではおおむね100ぐらいが適正ではないかと考えております。

2番（白鳥時忠君） 今、今後の定員適正化計画を行っているということですが、どのようなものに配慮して行っているのか、お聞かせください。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 定員適正化計画につきましては、各課の配置状況の数が今の事務量に照らし合わせて適正なのかどうかということで、それぞれ課ごとに協議をするわけでありまして、当時その課ごとにそれぞれ目標値を掲げてその削減を図ったという計画がございます。しかしながら、機構改革等もございまして、若干変更が当時あったというふうに認識しております。今後、適正化計画にあたりましては、やはり新たな需要、例えば制度改革による事務がどのくらい増えるのかとか、そういったものも加味いたしますし、また現在の配置数

での時間外勤務がどのような状況になっているか、休日勤務がどのような状況になっておるのかというようなことも検討しながら、適正な数値を判断してまいりたいということになるかと思えます。

2番（白鳥時忠君） ありがとうございます。正職員に対しての現状はわかりました。次に、外部委託について質問させていただきます。

外部委託は費用対効果、効率性をより重視するものと専門性、免許等を有するもの、協働の町づくりや住民参加などの政策目的のものなど多岐にわたると思いますが、これ以外にも外部委託があれば、どのような性質のものなのかお聞かせください。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 外部委託の現状ということで質問をいただいております、町の施設管理面ではパークゴルフ場、また地域福祉センター、駅前観光案内所につきましてそれぞれ指定管理制度で管理を委託しております。

また、このほか清掃センター運転管理業務、また保守等の一部収集委託、また水道会計では検針業務、これらについて民間会社へ委託して経費を削減、また施設の維持管理、機能の向上を図っております。

また、外部委託ではございませんが、町民バスの運行について今まで職員で行ったものを臨時職員に対応を変えまして、経費の削減を図っているということでございます。

2番（白鳥時忠君） 外部委託の今後の活用についてはどのように。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 今後は費用対効果、また住民サービスの向上、住民参加等いろいろな観点から判断いたしまして、可能なものについては外部委託を検討して進めてまいりたいと考えております。

2番（白鳥時忠君） 先ほど臨時職員のお話が出ましたが、臨時職員の現状と活用についてお聞かせください。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 臨時職員につきましては、3月現在で申し上げますと、今現在56名おります。非常に多い人数となっておりますけれども、これは国の緊急雇用対策等によりまして今現在たしか10名ほどこれに関連する職種があるということで、通常ですと大体これまで45名ぐらいで対応してまいりました。

正職でなくてもできる業務については、できるだけ臨時職員対応が経費的には非常に望ましいというふうに考えています。また、あわせまして、技能労務職、運転職とかそういった職種については、できる限り臨時職員の活用や一般職の兼務で対応していくようなことも検討してまいりたいと考えています。

2番（白鳥時忠君） 外部委託の考え、そして臨時職員の考えを聞かせていただきましたが、改めて町の業務において正職員でなければいけない理由をお聞かせください。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 臨時職員というのは、あくまでも臨時的な業務に対して対応する職種であります。これは地方公務員法の中でもたしか22条で位置づけをされておるところであります。責任のある業務については、常勤職員、一般職で対応せざるを得ないというふうに認識しております。

2番（白鳥時忠君） わかりました。

私もすべての業務を束ねる中心的な存在として正職員は必要だと思います。中心となる職員が臨時職員を含めた外部委託への指示を明確に出すことにより、行政運営が行われるからです。職員数、外部委託の可能性について引き続き検討していただきたいと思います。

石田政権になって新規事業、新たな住民サービスが増えたと思いますが、重立ったものをお聞かせください。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 先ほどの貝塚議員でのご質問でもございましたように、例えばサンデーオープンであるとかフレックスタイムであるとかそのようなサービスの拡充はしてございます。

重立ったものと、今認識しているところでは2点ですがこの他にも公民館の印鑑証明発行などがあります。

2番（白鳥時忠君） それでは、石田政権発足後、住民サービスにおいて廃止したものがあられるようであれば、その内容と理由を聞かせていただきたいと思います。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 見直しということでもありますけれども、これにつきましては大きなものとしては消防団の分団等のことがあったかと思えます。これまでの8分団を5分団に統合し、今年度4月から新たな体制でスタートをしているというのが一番大きなものであろう

と思います。

2番（白鳥時忠君） わかりました。

次に、財源の確保についてお聞きします。

前政権下、井上政権のときには財源の確保において民間出身の町長であり、自治体運営を自治体経営ととらえ、財源の確保において難しい状況がある中での苦肉の策として、当時県下でも最も低い町長報酬30%カット、副町長を置かない。先ほどお話のあった職員の削減等、さまざまな財政改革を行ってきました。前町長下では13人の削減で単純平均すれば1人400万円として5,000万円強の財源確保、また自身の給与削減、特別職の給与削減、副町長の廃止等で7,000万円強の財源確保ができたと思います。これは苦渋の決断であって、新規事業においても控えた経緯があったかと思います。

まず、自主財源についてどのように取り組んでいくのか、お聞かせください。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 財政の健全財政運営についてご質問でございまして、行政需要に対する財政負担を含めた計画的な財政運営を図るためにも、財政の健全化を進めることが大変重要であると考えております。

町では、これまで今おっしゃったことを含めまして行政改革大綱や集中改革プランに基づき行革を進めるとともに、徴収体制の強化による町税の確保、使用料の見直しやバナー広告、また活力あるふるさとづくり基金の創設等により自主財源の確保に努めてまいりました。

また、同時に町の借金であります地方債残高、地方債の借入を極力抑え、貯金であります基金の積極的な積み立てを行ってまいりました。

平成17年末時点では、当時町の借金である町債は起債残高が43億6,000万円ございましたが、23年度末では32億3,000万円、また財政調整基金につきましては平成17年度末で1億200万円が22年度末では3億5,000万円になる見込みになっております。また学校建設基金につきましても17年当時は7,800万円が今年度末では2億円となる予定となっております。

また、財政の健全化に関する法律に基づきまして、平成19年度決算により議会に報告し、住民の皆さんに公表しておりますが、健全化判断基準であります実質公債費比率及び将来負担比率は21年度決算まで徐々に好転しているのが現状でございます。

しかし、今後高齢化社会の進展と長引く景気低迷等によりまして、依然として地方財政は苦しい状況が続いていくと見込んでおりますので、本町におきましても年々国保や介護を初めと

します社会保障費が増加していることや今後、御宿中学校屋内運動場の建設や広域ごみ処理施設建設等を控えることを考えますと、さらなる財政健全化への取り組みをしっかりと進める必要があると認識しております。

また、限られた財源の中で地域に必要なサービス、行政サービスを効果的に提供していくためには、やはり交流人口、そしてまた定住化等を図るとともに、活性化策の推進をもちろん地域の住民の皆さんとの連携を密にし、地域全体で町づくりを進める協働の町づくりを一層進めることが重要であると考えております。

2番（白鳥時忠君） ありがとうございます。

行政の努力で比較的よくなってきつつある状況をお聞きしましたが、今言われていました社会保障、これがこれからどんどんかかってくると思います。また、今言われた屋内運動場の建設もありますので、自主財源の確保、これが至上命題だと思いますので、引き続き改善の方向に向けてご尽力いただきたいと思います。

次に、職員の意識改革、中でもゼロ予算事業、これは前政権下でもあったんですが、ゼロ予算事業といいますが、私はゼロ予算ではないと思っております。ゼロ予算事業は、職員の手で行っており、職員は給与をもらっていますし、新規事業にかかわる時間と労力を割いているからです。通常の業務に加え、新たな国の施策、法律の変更による業務の増加、減らされる事業がない中、職員の意識改革を指摘され、人事院勧告による給与の減額、そしてサービス残業、しかしながら職員の意識改革による今まで以上の行政の効率化、能率向上に努めますとありますが、どのようにして職員の意識改革をするのかお聞かせください。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 職員の意識改革につきましては、石田町政になりましてから町長の指示で先進地の視察等を積極的に実施しております。県外視察ということで日帰りにはなりますけれども、毎年実施をしているような状況であります。

先ほど申し上げましたように、内部研修ということでの研修でありますとか、年間の研修計画を立てまして新人職員の研修、また接遇研修、監督者研修、というようなことで、階級によりましてそれぞれ研修の機会を設けて、積極的な参加をお願いしているという状況でございます。

いずれにしましても、個々の能力を高めていくということが今後の行政運営に非常に重要でございますので、研修の充実には努めてまいりたいと思います。

2番（白鳥時忠君） 私は職員の個々の給与を削減するのであれば、職員数を減らすべきだと思っております。そして、先ほど来、外部委託、また臨時職員の話をさせていただきましたが、財源の確保、このことが町政に課せられた使命だと思います。財源に関しての明確なビジョン、これを持ち合わせていない行政は、既定の計画の中での範疇で町政運営をしていくことになるでしょう。ただし、それは御宿町実施計画に書かれている前例にとらわれない新時代の発想を積極的に取り入れた抜本的な改革にはほど遠いと思います。そしてそれは次世代の子供たちに対する裏切りであると思います。

第6次御宿町行政改革大綱にこう書かれています。将来に責任が持てる自立した行財政運営、これがあえて決意のあらわれとして書かれていると思います。将来に責任が持てる自立した財政運営をするために、具体的な財源確保について町長の将来像があればお聞かせください。

議長（新井 明君） 石田町長。

町長（石田義廣君） 私はマニフェストに行財政改革ということ掲げさせていただきました、日々そのことについて努力をさせていただいております。そういう中で将来像といいますが、私はそういう行政改革を実施していく中で町活性化、町はこうあるべきだということはいつもいろいろ広報等を通じて発言させていただいております。

2番（白鳥時忠君） 行政改革、これはマニフェストにも書かれておりますが、僕は抽象的だと思っております。僕は行政でしかできないこと、簡素な行政運営、住民からの要望、これは際限なく寄せられます。そして議員からもそうです。いろいろな要望が寄せられます。しかしながら、私は行政でなければできないこと、これに特化して行政運営していくべきだと思っております。中には今まで行っている行政サービス、これの廃止もあり得ると思っております。そして第6次御宿町行政大綱にも書かれていますが、簡素な行政運営、行政改革を行った上で、それでも次世代に負担を残すような財政状況であれば改めて受益者負担をお願いすること、これが物事の筋道ではないかと思っております。

今国で言われている消費税の増額、これを上げる際にも国民から国としての行政改革が行われないまま増税という話はないだろう、この話と全く同じだと思います。

しかしながら、これ以上の抜本改革、職員の皆さんは一生懸命やられていると思います。ただ、これ以上の行政改革、これに関しては政治的な判断、この判断でしか行われないと思っております。

御宿町のビジョン、この地域に対してのビジョンがなければ、町長在任中に抜本的な改革は

行われたいし、仮に石田町長が2期目を目指したとしても、今ビジョンがないのであれば改革は行われたいと私は思っております。

次に、移ります。町ホームページについて伺います。

今月3月までのホームページから4月よりリニューアルされたホームページへの移行になると思いますが、変更した点、また特にここに力を注ぎ、この点を見ていただきたいというところをお聞かせください。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 町ホームページにつきましては、県の緊急雇用創出事業を活用しまして、現在リニューアルに向けて取り組んでおります。トップページの構成につきましては、情報の充実、検索のしやすさ等に重点を置きまして、地方自治体の中で評価の高い三鷹市の構成を参考にした上で、御宿らしさを表現したページとなるよう取り組んでおります。

検索につきましては住基、税、証明の諸証明や届け出、公共施設の利用、各種申請など用途による分類項目と所掌事務をベースにした課別による、いわゆる2系列を準備いたしまして、利用者側における目的に応じた検索を選択できるように工夫しております。

次に、情報のページ面ですが、各種イベントの案内やお知らせ版等につきまして別枠でコーナーを設けまして、最新の情報の一覧が出るよう構成を図っております。

また、地産品の状況や海水浴場における水温、波の状況等につきまして季節に応じ日々新しい情報や更新を求められるものにおいては、各課において適時情報の更新ができるようトップページによる枠を設けるなど、情報を検索する側がどういった情報を求めているかということを十分に考慮した上で、常に新しい情報へ更新するよう今後は各課にもホームページの担当者を配置して更新する、そういう仕組みづくりを努めてまいりたいというふうに考えております。

また、このほかPDFファイルの軽量化、資産画面表示への時間短縮を図るほか、携帯専用ページの新設やQRコードの作成により、より幅広い方々へ利用していただけるよう配慮しております。

ページレイアウトやデザインにつきましては、一定時間で切りかわるフラッシュ画像を効果的に取り入れて、初めての方にも御宿の四季の特徴が伝えられるよう工夫を凝らすとともに、配置や色彩について御宿らしさが表現できるよう専門家の助言をいただきながら見直しを行っております。

新しいデザインについては4月1日よりアップロードし、多くの方々からご意見をいただき、

随時維持、更新に努めてまいりたいと考えております。

2番（白鳥時忠君） わかりました。

ホームページの管理運営はどなたが行っているのでしょうか。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 職員のほうで私どもの企画財政課でございますが、今までは一元的に私のほうの課でチェックすると、更新もなかなか一担当、一係ですから、目が届かない面もありました。今回4月以降各課に専門の係、担当を決めまして常に新しい情報を更新できるようにそういう体制のほうを全庁体制でとっていきたいと。最終的な管理はうちのほうで行うということになります。

2番（白鳥時忠君） 各課にそういう係を決めて、最終的には課長の課の中で取りまとめたものをホームページに載せるという見解でよろしいでしょうか。

これはホームページ、無限の可能性があると思うんですよ。ただ、これは職員で管理し切れるものなのかというところを僕は疑問に思っています。ただ、4月1日にリニューアルされるということで、これについてまた拝見して、指摘したいと思っております。

行政のワンストップサービス、これについては言われていますが、ホームページ、このワンストップサービスは、今現状のホームページでは、私はできていないと思っています。ホームページのワンストップサービスについてどのように考えられているかお聞かせください。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 先ほど申し上げましたが、求めたい情報、暮らしとか子育てとかそういうコーナーを直接管理、どこの課がどういう仕事をしているということの二元的にトップページみたいなのを表示して、入りやすいというふうな工夫を考えています。

2番（白鳥時忠君） わかりました。

次に移ります。町づくり推進委員会についてお聞きします。

町づくり委員会の目的と経緯、経過についてお聞かせください。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 町づくり推進委員会につきましては、地域主権型社会の転換が図られる中におきまして、町民ニーズや地域の課題を的確にとらえた地域計画を進めるために議会や行政区、各種団体の代表者の方やワーキンググループ代表者による委員会を設置いたしまして、地域の人材や資源、文化、環境など地域力を最大限に生かした地域づくりを推し進

めることを目的としております。

組織といたしましては町づくり推進委員会の下に産業振興や環境美化、環境保全等について検討を実施いたします活力創出検討部会と福祉や子育て教育環境等の向上を検討いたします安全生活検討部会の2つのワーキンググループを置いております。

経過ですが、現時点では活力創出検討部会には全町公園化構想の一環といたしまして、住民公募によります桜植樹ワーキンググループと産業分野の活性化を目的といたしました生き生き町づくり検討ワーキンググループが設置されておまして、また安心生活検討部会には福祉ワーキンググループを設置してそれぞれ検討活動し、その内容は町づくり推進委員会に報告され、意見を伺っております。

また、町づくり推進委員会につきましては、総務、企画財政課が事務を担当いたしまして、ワーキンググループは各担当課が事務局となっております。

桜植樹ワーキンググループにつきましては、公募いたしまして29名の住民の皆さんから応募がございまして、町内の桜の植樹状況や植栽の候補地について調査し、講師によります植栽や管理方法の指導を受けまして、昨年11月に御宿台や岩和田のサンドスキー場からいすみ市へ通じる町道0109号線沿いに50本の桜苗木を植栽いたしました。また、グループの提案により、旧役場庁舎跡地の清水川沿いにもカンツバキを植栽しております。

福祉ワーキンググループは高齢者に対しますアンケート調査を実施し、現在分析を行っております。今後この調査結果をもとに高齢者施策を町づくり推進委員会に提言し、ご協議いただくということを計画しております。

生き生き町づくり検討ワーキンググループは、町づくり推進委員会からの提言を受けて産業振興を目的に設置されまして、1月17日に第1回の会議を開催しております。また、1月20日には町づくり推進委員会の皆様に旧御宿高校の視察をしていただき、意見提案をいただいたところでございます。

町におきましては初めての分野の委員会設置でありまして、進捗については思うように進んでいない面もございまして、今後は議論しやすい会議運営に努めてまいりたいと考えております。

また、23年度から始まります次期町基本構想策定面でもご意見をいただく重要な委員会の一つと考えておりますので、これを含めまして町づくりにさまざまな提案をいただきたいと思いますと考えております。

2番（白鳥時忠君） ありがとうございます。

この町づくり委員会の将来像について町長から何かあればお伺い。

議長（新井 明君） 石田町長。

町長（石田義廣君） 町づくり委員会につきましては、私がマニフェストに掲げました例えば全町公園化構想あるいは福祉の町づくり、産業振興ということで、これらのことについて協働の町づくりを基本として町民にご参加をいただきまして町づくりを進行させていくということでございまして、各委員会のいろいろなご意見をいただきながら、私の施策を実施していくということでございます。

2番（白鳥時忠君） 町づくり委員会については、僕はこう思いました。行政の考えの最終目的は第6次御宿町行政大綱に書かれているんですが、自主グループやボランティア、NPOの育成や相互の連携強化に努め、それぞれの機能を有効的に引き出し、適正な主体がとりえる、こういうような文言があります。そしてこの団体が行政サービスを補完する組織になると。外部団体で行っていただけるよう協力するのが町づくり委員会であるのではないかと私は思っております。そうであれば方向性としては納得できますし、目的が明確であると思っております。

引き続き、私のこれは思いですけれども、実現に向けて自分も委員の一人ですので、努力していきたいと思えます。

今回の一般質問では、御宿の現状と課題、そしてこの地域としての御宿町ということで聞いていきましたが、改めて御宿の将来に向けた前例にとらわれない新時代の発想を積極的に取り入れた抜本的な改革ビジョン、これを町民に提示して、よりより町づくりを行っていただくことをお願いいたしまして、一般質問を終了します。

ありがとうございました。（拍手）

議長（新井 明君） 以上で、2番、白鳥時忠君の一般質問を終了します。

ただいまより10分間の休憩といたします。

（午後 2時52分）

議長（新井 明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時04分）

石 井 芳 清 君

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君、登壇の上、ご質問を願います。

（5番 石井芳清君 登壇）

5番（石井芳清君） 5番、石井です。それでは、通告に従いまして、一般質問を始めさせていただきます。

本日は、自治基本条例の制定、公契約条例の制定、住宅リフォーム助成、大多喜ダム事業、広域ごみ処理事業などの4点について執行部の考えをただしてまいりたいと思います。

それでは、まず、町づくり（自治）基本条例の制定について伺いをいたします。

先ほど前段者の中の議論の中に合併論議がされておりました。今地方分権、また住民自治が声高に叫ばれております。横並びか町の特徴を生かした町づくり、町民の皆様が住んでよかった、住みたい町をどうつくり上げるのか、ここに私は今の町づくりの大きな目標があるのではないかと感じている次第であります。その観点の中で条例制定について伺ってまいりたいというふうに思います。

今年2月2日に実谷区民館で千葉県都市計画課の持続可能な町づくり支援事業、本年度5回目が開催され、農村地帯では3カ年、商工会から数えると通算5年の事業が一区切りつきました。

町づくりは人づくりと言われておりますが、私はこの事業が人づくりに大きな役割を果たした。事業の効果は大変大きなものがあるという感じをいたしました。

町長も実際に参加され活動されておりました。また、実谷区民館での持続可能な町づくりについても何度か参加され、ともに発言をされておったというふうに理解をしておるわけですが、町長ご自身としてこの事業をどのように評価されているか、伺いたいと思います。

議長（新井 明君） 石田町長。

町長（石田義廣君） 石井議員さんには持続可能な町づくり事業に積極的にご参加いただきましてありがとうございます。また、会議等の記録を常に収録していただき、ご報告いただいておりますことに、心から感謝を申し上げます。

実施いたしました事業の効果につきましては、全く私も同感でございます。大きな成果があったと思います。地域の新たなコミュニティができたのではないかと。そのことは参加した農家の皆さんお一人お一人が体で体験し、その成果を喜び合った。自分でつくった農産物をみんな

おいしいと言って食べてくれる、その喜びは生産する側にとってみればひとしおの喜びではないか。この喜びが感激となって一つのコミュニティができ上がったと思います。地域コミュニティの核が認識され、形づくられたとっております。営農活動を充実していくための種がまかれたとっております。私たちもそのことを認識させられました。学ぶことが多くあったと思います。このよき成果を忘れずに、さらにコミュニティの広がり、発展することを念願するものであります。

以上です。

5番（石井芳清君） 了解いたしました。

今、国はコンクリートから人へというようなキャッチフレーズで国政運営をしてみましたが、どうも暗雲が立ち込めているようでございます。

一方で、先ほども紹介いたしましたが、この人づくりの事業、何と都市計画課が実施しているんですね。まさにハードウェアからソフトウェアと、この実践を御宿町が千葉県、いや、それに及ばず国の先頭に立って実施をしていったと。そして、今、町長からご報告あったとおり立派な成果をかち得たと。私はここに確信を持って今後町づくりを進めていくべきだと考えております。

一方で、県主催の会議であります夷隅川流域委員会の傍聴機会がございました。その中で傍聴者にも委員と同じ大変分厚い資料が配付されました。今日ここに持ってきておりますが、こういう分厚い資料で、今日これからの問題になっております大多喜ダムについても若干質疑をする予定でございますが、これはこういう形で夷隅川にはどういう植生があるんだということも含めまして、これ今大変多額の県税、またノウハウというものがあるというふうに思われますけれども、こうしたものが配付され、しかも会議終了後には持ち帰りが許可されました。

さらに、傍聴者も含めて約2カ月間、この会議に対してのパブリックコメントが提出できるようとなっております。本町もパブリックコメント制度が導入されているのは承知してございます。そして、会議では前回の意見の質問や意見への回答とともに、パブリックコメントへの回答が同じテーブルで議論されておりました。残念ながら参加、傍聴させていただきました会議はパブリックコメントがなかったということで、その日はなかったわけではありますが、町は協働の町づくりを推進されておるわけでございます。各種委員の公募制もとおるわけではありますが、若い働き盛りの人が参加できる状況というのが私は狭まれたというふうに思っております。

町づくり推進会議でも町長の私的諮問委員会の域を出ていないというふうに私は実感をして

おります。この際、この間の経験や活動を生かし、本格的な町づくりを進める町づくり基本条例、自治基本条例の提案をいたします。

自治基本条例は、住民自治に基づく自治体運営の基本原則を定めた条例で、自治体の憲法とも言われております。これらはインターネットの辞書でありますウィキペディアというのを見てもみますと、自治基本条例は地域課題への対応や町づくりをだれがどんな役割を担い、どのような方法で決めていくのかを文章化したもので、自治体の仕組みの基本ルールを定めた条例です。多くの自治体では、情報の共有、市民参加、協働、これは先ほど実例で私が述べたことであろうというふうに理解をしております。自治の基本原則、自治を担う市民、首長、行政等のそれぞれの役割と責任、情報公開、計画、審議会等への市民参加や住民投票など自治を推進する制度について定めています。

そして、おおむね次のような内容で構成されております。

町づくり、町政運営の方向性、将来像。町民の権利、これは生活権、町政への参加権、情報公開請求権等。町、首長、議会、職員の義務責務。町民の責務、事業者の責務。住民参加の手続、仕組み。住民投票の仕組み。町民協働の仕組み、NPOへの支援等。分野別の施策の方向性。他の施策、条例との関係、最高規範性。そして改正、見直しの手続というような内容でございます。

1997年に施行された大阪府箕面市の町づくり理念条例が最初と言われております。その後、制定する自治体が急速に増えており、現在もなお制定に向けて検討を行っている自治体が多いというふうに伺っております。

自治基本条例についてどのように理解しているのか。策定する考えはあるのかについてお伺いしたいと思います。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 自治基本条例についてお答え申し上げます。

地方自治基本条例につきましては、議員のご質問にもございましたとおり、地方自治体の自治の理念とその実現のための制度を定めた条例で、住民が地方自治体の政策や行財政運営に参加する権利とその具体的な手続を規定しているものと承知してございます。

平成12年の地方分権一括法の制定により、機関委任事務が廃止され、自治体が自主的、主体的に行政運営を行うこととされました。こうした変化に対応いたしまして、住民の意思を的確に反映した行政運営を行うために、自治運営のための基本的な条例が必要との考えによるもの

であります。

条例の内容につきましては、大きく5点に分けることができるようであります。

1点目に、自治の基本理念やビジョン。

2点目に、住民の権利や責務。

3点目に、町づくりのための制度や仕組み。

4点目に、行政、議会の組織、運営、活動に関する基本的事項。

5点目に、自治体の最高規範として他条例や計画などの立法指針、解釈指針となることなどが定められております。

一方で、自治基本条例不要論もございます。この種の事項につきましては、憲法や地方自治法等の法律に書き尽くされており、条例の制定の必要がない。また、努力義務や宣言的内容を規定するに過ぎず、誰に何も具体的に義務づけるものではないため、法として設定する意味が乏しく、かえって法の權威や遵法精神を失わせる。また、自治体の存立の基礎、権限は、憲法とこれを受けた法律によって与えられているもので、それ以外のもので存立の基礎としたり、権限のよりどころとすることはできないというようなことが言われておるわけでありませう。

参考までに県内では、流山市が平成21年4月1日に既に施行されておるということで、県内では1市だけでございます。

いずれにしましても、憲法及び地方自治法において認められた地域行政の実施主体として必要な事項を定めるものであり、それなりの意義と重要性は認識しておりますので、先進事例などを参考に検討してまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

5番（石井芳清君） 検討いたしたいというような内容だったかと思えます。

今ご説明にもありましたように、やはり幾ばくかの問題点ですね。自治法としてそれぞれが条例の文言としては定めることができるが、それが地方自治法、一番大きい面では憲法、それを超えるということはもともとできないということであるというふうに理解をしておるところでございます。

であるならば、今後これは、もう一つはこうしたもので自治町づくり基本条例、こうしたものをつくるという中において、先般新聞等でも報道されておりますけれども、ある自治体の文言をそのまま流用するということなども大変多いと。いわゆるこれは先ほど私も申し上げましたけれども、地方分権、また住民自治という中で、それをつくるのが自治を促すと。発展をさせるということでありませうので、条例を町民がだれも知らないうちにぼんつくったか

ら、じゃということでは、これも全くそれはそれこそなし崩しであるという警鐘を乱打しているというような報道も幾つかされておりますし、まさにそれはそのとおりだなというふうに私も理解するところであります。

そうした中で、じゃそれでは今後どのように町づくりを進めていくかという点でありますけれども、やはりそうはいつでもこの基本的な先ほど総務課長も説明をされましたけれども、この趣旨については検討するという事ですから、基本的には参考にされると、町は、というふうに思うわけでありまして。そうした場合に、何回かお尋ねをしておりますけれども、日本国は憲法があり、地方自治法があるわけでありまして。憲法には主権在民と明確に明記されておるわけでありまして。わかりやすくいえば、この町内でいえば町民が主人公という言葉が私はわかりやすいのではないかなというふうに思います。憲法、自治法というのを前にもお伺いいたしましたら、尊重された町政運営をされるというふうに伺っております。

そういうことをもう一度ここで伺いいたしますけれども、今後この町政運営の基本という点において、今私が述べた主権在民、わかりやすくいえば町民が主人公という町政の基本スタンスについて、町長としての基本姿勢、基本的な考えをもう一度ここで伺いたいというふうに思います。

議長（新井 明君） 石田町長。

町長（石田義廣君） 今、総務課長が申しあげましたけれども、県内で流山市だけで、他に6市町村ですか、提案したけれども、残念ながら否決されております。その結果、内容を見ますと、1つ気がつきましたのは、どこの市町村も財政状況が非常に厳しくなっている中でやはり住民自治というか、協働の町づくり、市民、町民が前面に出てくる、そうすると住民とか町民の規定が非常に難しくなるということが言われております。そういう中で議会の役割とか、その辺が地方自治法の規定とかなり錯綜してくる、そういうようなことを私はこの自治条例を先般いろいろ調査した中で感じております。

しかしながら、私もいつも言うておりますように、町民の皆様お一人お一人が主体で、生き生きとした町づくりが理想でありますので、そういう考えのもとに私もそういった他市町村の経験を参考にさせていただき研究していきたいと思っております。

5番（石井芳清君） 住民が主体ということで、ご答弁ありましたけれども、住民が指針、いわゆる主権在民ということによろしいということでもいいわけですね。わかりました。

そうしますと、例えば情報の提供、先ほどパブリックコメントとかこういう細かな情報も出

されてきたと思います。本定例会は3月議会ということで、新しい年度への予算が本日提案をされたわけでありまして、これに関する附属資料につきましても残念ながら告示と同時に、我々一般質問はかなり前に提案をしておりますので、なかなかみ合った議論にならないということも実態としてあります。これはやはりこれから協働の町づくり、町民とともに町づくりを進めていく上において、さまざまな会議があるわけでありまして。

例えば先ほどもお話にあった町づくり委員会ですが、これらもあるわけでありまして、ほとんど資料というものが当日にならないと机の上に載ってこないという中で、その場で議論をするということになりますと、議論が次にいっちゃうんですね、次の回に。これはやはり実態なんですよ、現状の。

わざわざ私は例えば自治基本条例をこうしてきちんと決まりを持って住民の権利、また責務を含めて、その中でということでわざわざ私は提案したわけですが、これだからできているんだというんだったらこういうものをもともと提案するつもりはなかったわけでごさいます。もともと課長がおっしゃられたとおりに、憲法や自治法、町でも条例があります。それをまず徹底するという、きちんと働くようにしていくと。そのために約100人の職員がいて、そのための事業財源として全体を含めて特別会計を含めて約50億円ですが、そういう財源があるわけですが、そのさまざまなことをしていくための仕組みづくり、さまざまな委員会、議会も当然意見提案できるわけですが、町長の諮問機関があるわけでありまして。そうしたものをさらに利用するという、活用するというお立場ならば、そのための情報提供をきちんと事前に配るということも含めてそれから情報の開示ですよ。例えば町づくり委員会を開きますよということであれば、会議の事前のお知らせ、それから事前の情報の提供、こういう内容で会議を開きますということで、これは町民にも公開してもいいものだというふうに思うんですね。そういうものがたくさんあると思います。

先ほど今度新年度からホームページのほうも更新をされると。新たにリニューアルされるというお話を伺いました。かなり細かな改善もされると。それから何ですか、使って新しい情報をどんどん出てくるようなそういう機構も取り入れるというお話でございます。肝心の情報はそれが出るとかということをお問われていると思うんですね。だから、そういう仕組みづくりをきちんとルールをつくると。

確かに情報公開請求とかと条例がありますよ。でもその前に町長が進める町づくりの情報をどう出していくのかということが大事なんじゃないかというふうに思うわけでありましてけれど

も、これについてさらに研究、調査をして、やはりそういう情報をまず出していくと。そして住民の町民の中で議論をしていただける。土壌をつくっていくということが私はもっともっとそうすればさまざまな意見を含めてみずから行動することも含めて、本当に生き生きとした町づくりというのが私は進んでいくというふうを考えているわけでありませけれども、こうした事務改善、それについてお伺いしたいと思います。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 議員のおっしゃるように予算協議の前提となる実施計画、また概要については、おっしゃるように早目にご提出できればいいというふうに考えます。去年の段階ですと、その前の年までは実施計画については4月以降協議会の中でご説明をさせていただいたんですが、去年から事務的に早目にして、去年は議会の前にお出ししました。今年はやはり事務上のあれで言いわけになってしまうんですが、12月16日から予算査定に入っていて、2週間ほど前倒しで入っています。ただ、一たん決めて最終的に調整に時間を要しまして、資料ができるのはやはりぎりぎり2月28日前後になってしまう。それも職員も残業をしながらやったという話で、実態はそうであります。

ただ、そういうふうに情報を事前に提供するという事は重要だと思いますので、極力努めてまいりたいというふうには思っております。

5番（石井芳清君） 了解いたしました。

職員の皆さんも今年度の予算、土日返上で予算化されたということも伺っておりますので、やはり体が資本でございますので、そういうところも注意しながら、町づくりの一番最初、根本となるそういう町づくりの情報、例えば今おっしゃいました実施計画、計画があつて初めて予算が次に出てくるわけですから、それが同時というのは、私は順序としては問題がある。適切ではないというふうに理解しておりますので、大変だと思いますけれども、努力をいただきたいというふうに思います。

次に移ります。公契約条例の制定と住宅リフォーム助成で活力ある町づくりについて伺いたいというふうに思います。

住宅リフォーム助成の導入について伺います。

住民に笑顔を広げ、地元の中小業者を潤し、地域の経済を元気にする。これこそ今地方自治体がやるべき仕事の見本と言えるのではないのでしょうか。住宅リフォーム、改修する住民に、自治体が一定額の補助をする住宅リフォーム助成制度が全国で広がってきております。全国商

工団体連合会の調査では、現在29都道府県の175自治体が実施し、このうち今年4月から新たに制度を創設した自治体が43自治体と、大変な勢いで増え続けているという状況です。実際これは昨年ということになると思います。

省エネや耐震、バリアフリーなどでリフォームをしたいと考えている家庭はたくさんあります。助成制度を実施した自治体では、この機会に思い切って工事をしようと申請が広がっております。例えば総工費20万円以上の工事に一律10万円を支払う制度を導入した岩手県宮古市では、同市の世帯数のほぼ1割が申請をしたと、こういうことであります。これは仕事がないと悲痛な声を上げている地元の中小、零細建築業者にとっても貴重な仕事おこしとなり、不況対策としても抜群の効果を持っております。

この御宿町地域でも土建業に就業されていた方もたくさん農家の方には多いのも実態であります。

県段階で唯一今年3月から住宅リフォーム緊急支援事業を開始した秋田県では、制度が大好評で10月までに1万2,000件近い申請があり、全世帯の約3%が利用いたしました。補助額16億5,000万円足らずで工事費総額は252億円に上っていると伺っております。県内に本店を置く業者が施工することが助成の条件ですから、地元の建設業者にこれだけ新たな仕事が生まれたこととなります。

住宅リフォームにかかわる仕事は多方面にわたり、大きな経済効果を持ちます。秋田県は、リフォームによる経済波及効果は補助額の何と24倍の約512億円と推計しております。これほど有効な税金の使い方はございません。

建築土木技術者の求人倍率が顕著に改善するなど、地域の中に新たな雇用を生み出している事例がございます。

お隣のいすみ市でも既に実施され、14倍の効果が上がっていると聞いております。また新年度では一ノ宮町ですか、実施に向けて今議会を開いているというようなお話も伺っております。

小さく産んで大きく育てるという言葉がありますが、100万円、200万円程度の少額からでも実施してはいかがかというふうに思います。この住宅助成制度を導入する考えはあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 住宅リフォーム助成の現状について、国とか県では、リフォーム相談を初め住宅エコポイント、税金の控除や融資制度等、リフォームに関するさまざまな

支援がなされています。

先ほど議員のおっしゃられたとおり、近隣のいすみ市ではリフォーム補助制度を導入し、実施をしています。

また現在、御宿町では、昨年より地震災害に強い町づくりを目的に、御宿町耐震改修促進計画を作成いたしまして、今年度は地震ハザードマップを作成している段階でございます。

平成23年度については、国の補助制度を活用しました耐震診断補助を実施する予定であります。町としては、災害時における人的被害の減少が第一というふうに考えておりまして、国・県の計画においても地震災害に強い建物の改修が求められています。

この事業を優先的に実施しまして、診断等の結果を見ながら、耐震改修補助を考えていかなければならないというふうに考えております。

5番（石井芳清君） お話は耐震改修をまず町は進めたいというようなご答弁であったかと思いますが、その補助率でありますとか、例えば新年度に向けてということでありませけれども、新年度は予算がどの程度であって、具体的に全体の総額ですか、件数と総額はどの程度見込んでおられるのかということをもう少し詳細にお聞かせいただきたいと思っております。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 平成23年度耐震診断補助の内容ということでございますけれども、今後、御宿町の木造住宅の耐震診断費の補助交付要綱を作成いたしまして、上限が3万円の耐震補助を行いたいと。予算的には20軒分の60万円ということでございます。その中で国の補助率が2分の1ということで、この補助対象となる建物につきましては、昭和56年に耐震診断基準が改正されまして、それ以前の住宅は耐震診断を行ったほうがよいということでございます。そのためには、震度5程度では損傷しないこと。震度6から7では倒壊しないことということで、耐震診断の方法といたしましては一般診断、耐震補強が必要か判断します。

その内容につきましては、目視による調査、図面から判断するというところでございます。それに基づきまして、また精密判断が必要ということであれば、実際の建物に即した補強計画を目的に建物すべての部分について詳細な調査及び図面から診断するというところでございます。

ちなみに、一般診断の費用でございますけれども、おおむね5万円から15万円程度だろうというふうに推測しております。また、精密診断におきましては20万円から30万円というような統計的な数字が出ております。

それに係る建物の種類によるということでございますけれども、改修工事等が必要になった

場合には、約100万円から200万円の金額がかかるのではないかという話をお聞きしております。

5番（石井芳清君） 了解しました。

しかし、確かに地震に対する手当てということも大変大事な観点でございますが、しかし先ほど建築年月日の制限というものがございました。一番わかりやすい例では何度かご紹介させていただいておりますけれども、御宿台、ここは比較的新しい建物が多いというふうに思いますけれども、当時買い求められた、また建てられたときは意気軒昂だったわけでありましてけれども、その中で玄関の階段でありますとか、そうしたものが生活の中で大変支障を来すと。ただ、ご承知のとおり、現状では介護保険法の適用にならないと、そうしたバリアフリーの助成を受けられないというふうにも伺っております。町長は公約の中で、お年寄りを大切にしたい町づくりについて幾つか述べられておるわけでありましてけれども、これはそうしたこれからの高齢化に向けての形態、住宅環境を改善するということがあります。もう一つは私が今回提案申した、やはり仕事をこの町内につくっていくという点で非常に効果があると。県も聞くところによると、12月段階では、この住宅リフォームについての調査費ですか、条例をつくるための調査費を新年度に上程するという話も県から伺っておるところでもございます。

実際、いすみ市においては、申請ですか手続が非常に煩雑ということで、職員の負担も大変大きいという話も一方で伺っているところでもございますが、国のほうにおいても先般の国会の中で大変有効な制度ではないかということをお首相は述べられておったというふうに思います。

町長、耐震診断も大変重要でありますし、それを含めまして生き生きとした活力のある町づくりに向けまして、ぜひこれ前向きに検討していただきたいというふうに思うわけですが、町長、いかがでしょうか。

議長（新井 明君） 石田町長。

町長（石田義廣君） 今建設環境課長から答弁がありましたけれども、23年度におきましてはとりあえず耐震診断を優先させていただく。様子を見させていただいて、リフォームについては検討していきたいと思っております。

5番（石井芳清君） 次の年度での実現ということで検討いたすという答弁であったかと思っております。よろしくお願いいいたします。

次に、公契約条例の制定について伺います。

今、国や地方自治体が発注する事業で働く労働者に人間らしく働くことができる賃金を保障するための公契約法、条例を目指す動きが全国に広がっております。

川崎市では昨年の12月に、政令市では初、全国では2番目の公契約条例が全会一致で可決をされました。全国初となった条例が2月に施行された千葉県野田市では、市庁舎清掃委託事業で働く人の賃金改善などが効果を上げております。北海道函館市、東京都国分寺市、日野市などでもさまざまな取り組みが進んでおります。

公契約とは、国や地方自治体など公の機関が公共工事や印刷などの発注、物品の調達、さらに施設管理の委託にあたって民間業者と結ぶ契約のことです。現場では深刻な実態があります。談合問題から始まった入札改革で、競争入札でもダンピング、極端な安値での入札が横行し、そこで働く労働者の賃金にしわ寄せがされております。いわゆる公的ワーキングプアであります。

公共事業では、建設労働者の賃金の平均日額が民間工事を下回る場合が多く、しかも年々引き下げられております。民営化された保育所や民間に委託された清掃など、自治体が発注する委託契約では、年間の所得が200万円にも及ばない不安定な労働が広がっております。国や自治体在那里働く労働者の賃金を考慮せず、コスト削減の一辺倒で発注することが官製ワーキングプア、働く貧困層を大量に生んでいることとなります。

各地の自治体で安値で受注した民間業者が立ち行かなくなるとして事業を続けられなくなり、ごみ収集事業が大混乱になるといったことも起きております。

埼玉県ふじみ野市で2006年に起きたプール事故は、そうした安上がり行政の最悪のケースです。安かろう悪かろうの公共サービスが質の確保を難しくし、住民の利益を大きく損なっております。

昨年7月に施行された公共サービス基本法は、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保、その他の労働環境の整備に関して必要な施策を講ずるよう努めるものとするしましたが、あくまで努力義務にすぎません。真に役立つ公契約法、条例の実現や国や自治体に求める意見書などを採択した議会は、昨年6月1日現在で33都道府県、893区市町村にまで広がっております。

国や自治体が生活できる賃金など、人間らしく働くことのできる労働条件を定めることは、公共サービスの質を向上させ、賃金を底上げして、地域経済の活性化にもつながります。貧困をなくす、地域からのうねりを広げることが今強く求められております。

公契約条例の制定についてお伺いいたします。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 議員のご質問にありますように、千葉県野田市では全国で初めてとなります公契約条例を2009年9月に制定し、2010年に施行しています。

この条例は公共事業や業務委託などを発注するにあたりまして、過度の競争から生じる低価格による入札のため、そのしわ寄せが労働者の賃金低下、いわゆる官製ワーキングプアを招いている問題について、労働者の適正な労働条件を確保することで、業務の質の確保と公契約の社会的な価値の向上を図ることを目的として、市が発注する工事請負の職種ごとまた業務委託につきましても、契約の種類ごとに最低賃金を定めております。

野田市がこの公契約条例を制定したことで、全国の自治体や議会から問い合わせが多く、本年1月末時点で視察、または取材等が187件と大きな反響があったと聞いております。これについてまずは資料を取り寄せ、必要があれば視察した中で研究、検討してみたいと考えております。

5番（石井芳清君） 検討したいということでございますが、契約事務というのは、その都度行っているというふうに思うわけですが、具体的に条例を制定するまでもなく、現場で働く労働者の賃金、これを契約条項にどう担保するかと。逆に言えば成果ですね。例えばこういう印刷だとか含めてあるわけですね。それをどう担保するかという実務についてはどのようにお考えでしょうか。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 先ほど言いましたように野田市の例ですと、賃金について工事請負の中で職種ごとに最低賃金を定めてあります。また、例えば市が行います文化会館の例ですけれども、舞台の設備や機器の運転に係る業務については、これは1時間幾らだと、その業種ごとに定めている。それで賃金を確保するというものを行っています。この辺を調査しながら、検討していきたいと考えております。

5番（石井芳清君） それまでは現状でそれを担保するということは特段にしないということですか、契約1つ1つの。今月中も年度末に向かってさまざまな契約があろうというふうに思います。その分というのは、契約の中に現実的には考慮されないということなんですか。ちょっともう1回、確認したいと思います。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 現状では、基本的に入札制度を行っておりますので、現時点でこれが反映される状況にはございません。ただ、こういう広がりありますので、これについ

ては研究してみたいと考えております。

5番（石井芳清君） わかりました。早急な対応をとっていただきたいというふうに思います。安かろう悪かろうでは、やはりまずいと思いますので。

次に移ります。大多喜ダム事業について伺いたいと思います。

去る12月22日、先ほど紹介をいたしました、いすみ市内で開かれまして夷隅川流域委員会を傍聴いたしました、その中で大多喜町に建設中の大多喜ダムについて、委員会として中止の方向性が確認されました。その後、新聞報道によりますと、これは5日の新聞であります、正式に県が大多喜ダムの建設中止ということを表明したようでございます。

内容を見ますと、ダム建設に145億円と、現在62億円支出をしていると。今後行われる河川を広げる河川改修費が10億円ということで、およそ70億円の削減の効果があるというような内容が報道されております。

大多喜ダムの中止は、町の財政、直接的には町民の水道料金の影響というものが今後考えられるわけですが、この中止に至った経過、そして町への影響についてお伺いしたいというふうに思います。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 平成19年5月に利水者としてダム建設への参画を中止ということで、それに伴いまして夷隅川流域委員会を開催、県の方針案として、ダム建設事業の中止が妥当だとの判断を提示したんですが、意見の集約には至らなかったということでございます。

また、平成20年度から21年度には、再評価検討結果について関係者への説明を実施しまして、夷隅川流域委員会の開催に向けての調整を行う千葉県、南房総広域水道企業団、大多喜町、大多喜ダム建設対策委員会からなる4者会議の立ち上げをすることになったわけでございます。

平成22年度には、4者会議の開催準備ということで、昨年12月22日には第8回の夷隅川流域委員会が開催され、ダムの建設中止が了承されたわけでございます。

今後の課題といたしまして、中止に伴う地元対策等が考えられますけれども、対策に要する費用等につきましては、今後の4者協議の内容によるものと判断されますので、協議会の推移を注視したいというふうに考えております。この内容によりまして、ある程度の負担等が出てくるのではないかなというふうに考えております。

5番（石井芳清君） およそ了解いたしました、確認したいんですが、今後地元対策ということ、今ダムから河川改修ということで治水対策を行うということで10億円と。それ

以外に私も傍聴しておりましたので、地元からさまざまなこの間の一言でいえば地元対策ということなんでしょうが、事案が報告されておりました。そして、十分な対応をとってほしいという声も委員会で発言があったということも承っております。

確かにその中での負担というものは、新たに出てくるというふうを考えるわけではありますが、もともとこれは当初145億円ですかということでのダム建設という中で、これらの建設費がいわゆる広域水道の町でいえば負担金ですよね。水道料金、水道料ですね。その計画にはそれが入っていたのか、なかったのかということをお伺いしたいと思います。

それは確かにこれからの地元対策ということはあろうかと思えますけれども、大きく1点で例えば入っていたとすれば、先ほど大ざっぱな計算ですけれども、70億円の削減効果が見込まれるということですよ、さっきの数字の関係は。新聞報道でありますけれども。そうしたものが減額になるわけですよ。それが幾らになるかというのは別にいたしましても、水道料にどう反映するのかわからないのか。先ほどの課長の答弁では、それを今後負担が求められる。要するに上がるというような表現だと思えますよ。それがちょっと明確じゃないんです。私もわからないんです。それについては水道料金に反映するのかわからないのか、基本的には減額の方向でいくのか。それともそれは現時点の例えば62億円が支出されたというような報告のようでありますから、それが62億円までの中での水道料金になっているかいないかと、もうちょっとわかりやすい形で説明いただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 大多喜ダムの建設の関係につきましては、先ほどから議員もおっしゃっているとおり、約145億円という事業費でございました。その中で利水者の負担分というのが24.4%ということで、内訳としまして市町村の出資金がそのうちの3分の1ということでございます。中止した場合にはということで19億2,000万円、あとは浄水設備等の建設費が18億4,000万円ということで、約37億円から38億円の削減が見込まれているということでございます。

いずれにしましても、比較対象をいたしまして、B/Cでそのほうが有利であると、経済効果があるという判断に基づいて中止という考え方になったわけです。中止ということですから、今後建設にかかわる事業費につきましては出資等の支出をすることがないということですが、地元対策費としてそれなりの負担増が出てくるのではないかとということでございます。

また、これまでの町の支出した御宿町だけでございますけれども、御宿町の負担について負

担割合につきまして4.766%ぐらいで推移しておるということで、平成3年度から平成20年度までには約2,470万円の出資をしているということでございます。

また水道料金にはね返るのかということでございますけれども、今後その補償、補てんいかによるということでございますけれども、基本的には水道料金が直接上がるというような考えは、町のほうとしては持っていません。

5番(石井芳清君) ちょっとよくわからないんですが、逆の質問とすれば、このまま進めば逆に言うと水道料金は上がるということなんですか。このまま建設を145億円といたしましたか、支出をすれば、水道料金は住民のほうですよ。町が負担しているのも同じなんですけれども、それを住民に賦課するかしないかというもう一つ町の政策判断がありますから、広域水道の受水費が上がっても、それを町民の水道料金に賦課するしないというのは、政策判断がありますから、それはそれであるでしょうけれども、受水費が上がるか下がるかという状況の中では、中止することによって将来それが抑えられるということなんでしょうか。その辺がわからないんですよ。

議長(新井明君) 米本建設環境課長。

建設環境課長(米本清司君) 中止することによって抑えられるということが費用対効果に出ているということでございます。何で中止をする方向になったかということでございますけれども、少子・高齢化により水の需要が減少したということであるいは市町村合併の進展による効率的な水利用が可能になったというもろもろのものを踏まえまして、水の需要が少なくなってきたということでございます。それには現在の導水の量で足りるという判断に基づきまして、これ以上の大きなダムは要らないだろうということでございますので、水道料金の上昇にはつながらないというふうに判断しております。

5番(石井芳清君) 了解いたしました。上がる要因が少なくなったということで理解いたしました。

私は当初このダムを中止することによって料金が下がるんだろうというふうに判断をしたわけですが、そうではないということを理解いたしました。

それで、このダム事業、また水道事業の一環といたしまして、水道料金直接といたしましては水道事業の広域化ということがこの間、県で議論をされてきたというふうに思うわけでありまして、昨今それらの会議の内容について、なかなか報道もないわけでありまして、これも、これの進捗状況についてあわせてお聞かせ願いたいと思います。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 千葉県内の水道の効率化ということ、標準化ということであるということでございますけれども、現在のところ結論からいいますと余り進展はしていないということでございます。

まず、リーディングケースといたしまして九十九里と南房総地域の水平統合というものを県では計画しており、それに沿って事務を進めてきたわけでございますけれども、そういう中で一番の大きな問題、これが各企業団の中の供給水道料金ということで、御宿町の場合は210円ということでございますけれども、一番の大きな問題は県営水道、北総地域等を含めた水道料金が非常に安い値段であるということ、その辺のところはもうしばらく事務的な作業を進める中で時間がかかるのかなといふふうに思っております。

5番（石井芳清君） 了解いたしました。余り進捗状況としては進んでいないということで理解いたしました。

住民の暮らしの中で水道料金が占める割合が多いとも理解しております。全国ではハッ場ダムということでの進捗、進めるか中止をするかということで国政でも大きな議論になっているわけでありましてけれども、この大多喜ダム、最終的には中止ということで、それは県におきまして大きな判断があったのではないかというふうにも理解しております。今後とも水利事業においては水道法の第1条、低廉で安価で正常な水を供給するという事業の原点に立った運営をお願いして、この質問は終わりにしたいというふうに思います。

次に、広域ごみ処理場。

議長（新井 明君） 休憩を10分間いたします。

（午後 3時54分）

議長（新井 明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時08分）

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君の一般質問を続けてください。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

それでは、最後であります。広域ごみ処理場建設についてお伺いいたします。

先般、広域事務組合としての関係地域の説明が行われました。また、今後の計画についてお

伺いをしたいというふうに思います。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 夷隅郡市の広域ごみ処理施設の建設計画につきましては、勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町の2市2町を対象区域としまして、夷隅郡市圏事務組合において建設推進の事務手続を進めているところでございます。

これまでの経緯ですが、平成20年に夷隅郡市広域ごみ処理施設建設推進委員会を立ち上げ、平成21年度の広域ごみ処理施設建設及び建設予定地を検討した結果を受けまして、今年度では、今後のごみ処理の基本方針となるごみ処理基本計画の策定を行いました。

夷隅郡市広域ごみ処理施設建設の計画予定地は、いすみ市山田地先でありまして、隣接市町であるいすみ市、勝浦市、御宿町で住民説明会を実施中でございます。

また、御宿町では、平成23年1月30日に上布施消防コミュニティセンターをお借りしまして実施いたしました。当日の出席者につきましては42名ということで、上布施地区、実谷、七本地区、また久保の方が1名参加いたしました。また、今月中旬ごろには勝浦市で役員を対象に説明会を行うということをお伺っております。

説明会に関しましては、今回で終わりということではなく、今後も具体的な建設場所、施設概要やごみ搬入路など、計画検討が進んだ段階で再度地元の皆さんに説明会を実施し、ご意見等を伺い、進めていくこととなります。

今後のスケジュールでは、施設整備面では施設計画、環境影響評価調査、俗に言う環境アセスメント、建設事業者の選定などを予定しております。またあわせて排出容器、収集運搬等に関する検討、広域体制の確立、ごみの減量、資源化の啓発活動等も進めていくこととなります。

5番（石井芳清君） 了解いたしました。先般、私も参加をさせていただいたところでございます。

今後についての今計画についてお伺いいたしました。その中で幾つかお伺いしたいんですが、1つ環境アセスメントが予定されているということではありますが、本事業計画における環境アセスメントの範囲というのは、本町は入るかどうか。計画では、そのアセスメントは本町に入っているのかどうかということをお伺いしたいと思います。

もう一つ、広域事務組合として関係市町村にかかわる住民と申しましょるか、そういう交流の場の創設というようなことが計画、交流の場、もしくは運営協議会とか、それから今言った計画に対する協議会とかということが前回1期目のときもそういう協議がされてきています。

前回の1期目のときには、協議団体を設置するという事を約束されておったというふうに理解しております。再度白紙撤回された中で、課長が説明されたとおりの事業が進んでいるというふうに理解しているわけでありますが、そうした中に説明会ということがありましたが、この事業に住民が参画していくということは、どのように位置づけられているのかという質問でございます。

以上2点についてお伺いしたいと思います。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 環境アセスメントにつきましては、施設の規模等によってそれぞれ違うというふうに考えております。通常ですと半径2キロぐらいの範囲が対象になるのではないかとはいふには考えております。

また、地元との交流の場等というお話でございますけれども、説明会にお配りした資料にも書いてございますけれども、ごみ処理基本計画の基本理念、基本方針、施策という項目がございます。その中でパートナーシップの強化ということで、廃棄物の担当部署連絡会議等の設立、またただいま石井議員から質問のありましたものにつきましては住民、事業者、NPO、行政の交流の場の創設というふうにならわっております。

5番（石井芳清君） 了解いたしました。

環境アセスメントについては、およそ2キロメートルというようなご説明がありましたけれども、先般の上布施コミュニティセンターの説明会では、あそこの場所が約2.4キロとか2.5キロとかというようなご説明があったというふうに思うわけでありましてけれども、そうしますとその2キロというのは面積として幾らなのか。それとまざっているんですか、予定地から半径ぐるっと円を引くと、わかりやすい目標点だとの辺が入っていくのかということで、もうちょっと具体的に説明を受けたいんですが。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 範囲につきましては、ちょっと細かい資料が手元にはないんですが、大体、上布施地区の一部、あと実谷の一部を含めた範囲というふうには記憶しております。

5番（石井芳清君） 今後計画するのは環境アセスメントということで、関係地区には当然事業の公表ですかということも当然やられるというふうに思うわけですので、了解いたしました。

それから、住民を含めた関係協議会の名前を別にしても、そうしたものが設置をされる考えがあるということでございますので、こうしたものを今後何回か説明会が行われるというふうにも先ほど受けたわけでございますので、次回あたりにでもそうした具体的なものについて事務組合のほうと調整をいたしまして、説明できるものがあれば、説明をしていただきたいと。必要な組織があればそうしたものをつくっていくということがやはり円滑な事業推進に必要ではないかなというふうに思います。

特に、前回一番最初の予定地を決定すると。それから事業内容を決定するというこの中で、なかなか難しい問題が生じいたしましたして、最終的には実現をしなかったという痛恨の教訓がございますので、今回は一番最初の部分、場所の決定、意思形成のところの段から住民の皆さんに公表して、意見を伺いながらやっていたというふうに理解しておりますので、そのところあたりからきちんと説明ができ、住民の皆さんが理解すれば、あとは非常にスケジュールどおりいくというふうにも伺っております。ただ、残念ながら全体的な今回の事業については、一部まだ納得いただけない部分があるというふうにも伺っておりますので、一番最初の部分ですので、御宿町も構成団体でございますし、御宿町自身も旧大原町のごみを現実的に処理しております。処理施設の老朽化についても私なりに承知しております。後がない、そういう中で一步一步確実にやりながら、提案を受けました完成年月日を目指していくというわけでございます。年月日はないわけでありませけれども、その辺のところも慎重にやっていただきたいということでございます。

それから、この中でごみ処理、次の部分にも触れる部分もあろうかと思っておりますけれども、リサイクルの部分ですね。処理の形式も含めた。これは先般の基本計画案もいただいております。こうしたものも住民の皆さんの中に公表していただくということも大事な観点ではないかというふうに思っております。

その中で、御宿町の具体的な対応について、時間も余りございませんので詳細にはお聞きしませんが、特に住民の負担ですね。これはお金の分と実際住民がされる作業の部分と2つになると思いますが、とりわけ今回の基本計画を見ますと、御宿町はこれまで負担ということで、お金の面では1戸当たりたしか200円、月額徴収ということでごみ処理を進めていこうというふうに理解しておりますが、これがこの中で売るお店の検討ですか、指定袋制の検討、それから指定袋についても大体容量にもよるんでしょうけれども、一般的には1袋50円見当のような近隣の状況があるというような調査報告も載っているわけでありませ、そうしますと住民の

負担はこのままでは1人当たりのごみの排出量、これにつきましても基本計画を見ますと、御宿町が郡市中で非常に多いと。1,500グラム前後ということですね。全国平均からも県の平均からもおよそ2倍くらい排出量が多くなっておるようでございます。

これは今後ごみ処理負担金、こういうものも調整協議をされるというふうに伺っておりますが、具体的に単純にこれだけ見ると、相当住民負担が増えるのではないかという懸念があるわけでございます。確かにごみの量を今後の運営の負担という中では、ごみを減らしていくということが非常に大事になってくるというふうに思うわけでありますが、今後の広域化に伴っての住民の負担、軽減される方向の計画になるのかどうか、現在の状況でそれがどうなのか。

それから、目標としてそれがどうなっていくのかということについてお伺いしたいというふうに思います。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） それでは、現在御宿町では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきまして、御宿町一般廃棄物処理基本計画の策定に着手をしているところでございます。これはおおむね10年から15年をめどに、ごみの発生量や処理量の見込み、ごみの排出の抑制のための方策等を設定するものと。

また、今回の広域ごみ処理施設の建設計画に伴いまして、分別区分や排出方法、排出容器の統一についても検討をしている段階でございます。

議員おっしゃられたように、本町の1人当たりの排出量は、公表されているごみ処理の実績では、平成20年度では1,392グラムということで県の平均の1,037グラムを大きく上回っている状況ということでございます。また、大多喜町の761グラムに対しまして約1.8倍ということで、県下平均の約1.3倍のごみの排出量ということでございます。

これまでも減量化に対する施策を実施してまいりましたけれども、大きな要因としまして排出容器の不統一による段ボール等の紙類が占める割合が多いということです。また、観光客による交流人口によるものや越境ごみ等が考えられるということでございます。

夷隅地域ごみ処理基本計画では、平成21年の夷隅地域2市2町全体の1人1日当たりごみ排出量を平成21年度の1,010グラムから平成28年度で950グラムということで、平成37年で920グラムに減量するということを目指して定めています。

また、御宿町ごみ処理基本計画では、1人1日当たりごみの排出量を平成28年度で1,300グラム、平成37年度で1,250グラムを目標として定めているということです。

夷隅地域の処理基本計画の内容は、2市2町のごみ処理基本計画と整合を図っておりまして、目標を達成するためには、御宿町においてもごみ処理基本計画に定めた目標を達成する必要があるということです。

今後、町としましてもごみの減量化はごみ処理費の削減を初めとしまして、焼却費の削減による温室効果ガスの削減等に貢献するということから、積極的に取り組んでいきたいと考えております。

また、ごみの減量化に最も有効な手段とされているのが指定ごみ袋の有料化ということによく言われております。本町のような定額制を実施している市町村は現在、千葉県下では御宿町のみということで、このごみ袋の指定につきましては、排出量に応じてごみ処理費用の一部を排出者が負担するということから、ごみの減量効果があることが多くの導入自治体において確認はされております。

このことから、本町におきましても平成24年度内には、指定ごみ袋の有料化を導入したいというふうな考えを持っております。

また、ごみは個人、事業者などの皆さんからの排出によるものですから、生ごみの水切りや燃えるごみとして排出される雑誌類、段ボール類などを資源として再利用できるものの分別化を推進することは、減量化に大きく影響を与えるということで、広報、お知らせ版、ホームページなどによりまして、リサイクルの推進、資源の有効活用、無駄なものを購入しないなど、ごみの減量化対策の普及啓発に努めていきたいと。また、個人、事業者のご理解の協力のもと、排出方法、収集方法の両面から減量化に取り組んでいきたいということでございます。

そのほかリサイクルの推進事業、集団回収の補助やごみの減量事業としまして生ごみ処理機やコンポスト購入についても引き続き補助を行っていきたいというふうに考えております。

また、近隣の市町のごみ袋の料金によりますと大体40リットルから45リットルが40円から50円というような値段で設定されているというふうになっております。その中で御宿町の場合には燃えるごみの場合に週2日収集しているということで、4週としまして約400円程度にはなるのかなというふうに想定しておりますけれども、ごみの減量化ができることによる広域ごみ処理施設への町負担金のパーセンテージが下がることによって、多方面からの町の税住民負担による支出が低く抑えられるのではないかとというふうに考えております。

5番（石井芳清君） 了解いたしました。指定袋制をとっていないのは本町だけだということと、当然今度の広域事務組合の構成団体の中では、御宿町以外はすべて指定袋制をとってい

ると。そこに合わせる必要があると。ごみの減量化の上でも効果的だというご説明であったかと思えます。

それで、一番最後のほうに説明をいただきましたが、ほぼ40リットルから50リットル袋で週2日という中で、現状では1戸当たり計算でおっしゃられたというふうに思うわけでありましてけれども、400円程度と。それは先ほども申し上げましたけれども、御宿町は今200円ですよ。そうすると単純に倍の負担になるということになるというふうに思っています。

それで、平成28年が稼働年月日でしたか、ごみ処理場の。そこまでそれ以降順調に進めば広域でごみを処理すると。新しいフレームの中で負担金等が決まってくるということで、確かにごみの量が減れば負担金も下がるし、その分で住民還元をしたいというようなご説明で、それはわかるわけでありましてけれども、そうはいっても毎日、週2日ごみを出すと、月額で住民負担が1戸当たり約2倍になると、2倍ですよというのは、今年の新年度の予算も町税マイナス5%ですか、去年と合わせまして9%近い町税の減収ということですよ、当初予算が。というやはり町民の皆さんの暮らしの実態、それから高齢化の実態というものがあるというふうに思うんですね。

全体と合わせるという中で、今課長が例を出した方向が決まる中では、私もそういう方向に行くのかなというふうに思うわけでありましてけれども、現実的にこれから今つくっておられる減量化の計画ですよ。これによっては実質的な住民負担を抑えることができるということも私は考えられるのではないかなというふうに思っているんです。

そこで、提案があるわけでありましてけれども、先ほど課長からも説明がありましたけれども、いわゆるごみの減量化ということで、本町の電気などを使った生ごみの堆肥化ですか、そうした処理機への補助を行っているわけでございます。

ただ、これまでも一つの懸案事項であるわけでありましてけれども、町内、我々農村地帯は別に電気などを使わない、こういうプラスチックでもしくはそういう形をつくって、直接農地や自分の土地の中に還元をするということも充分可能なわけでございますけれども、町内においてはなかなかそういう土地そのものがないという中で、せっかく堆肥化してもそれが有効に利用されないという問題はあるわけでありましてけれども、ただし水分が大幅にあって腐敗しないという状態になるというふうに伺っておりますので、そうしますと量といたしましても10分の1程度に少なくなるのかなと。であれば、1袋40リットルとすると、持てる持てないという物理的に条件があるんですけれども、それがいっぱいになるまで家庭の中に置くこともできると

ということも可能だと思っんですね。そうすれば実際どの区かわかりませんが、御宿町の今のリサイクル、この分別を見ましてもほかの町は1ページに2つの自治体があるんですけれども、今ちょっと出てきませんけれども、御宿町は分別の集約で1ページもあるんですね。それで御宿町は全県でもトップレベルの分別をやっているわけですから、さらに燃やさなくても処理ができるもの、こういうものをきちんと回収できるようにさらに進めていくと。

それから、一番大きい生ごみですよ。これを一定きちんと処理をするということによって、指定ごみ袋制を仮にとったとしても、実際の負担を今の200円よりも下げると、実際の負担が下がるという条件が逆に生まれることもあるのではないかなと思っんです。ですから、今これからのそういうごみ処理の計画をつくっているということでもありますので、それは数値目標も大事だというふうに思っんですけれども、それと同時に具体的なそういうシミュレーションですよ。こういうふうになればごみが減量化できますよということを、行政としてもいろいろなパターンをつくって住民に示していくと。それで個々それぞれ説明会を開きながら、その中でこの事業を進めていくということが私は大事じゃないかなと思っんですね。

それから、住民の皆さんもいろいろな工夫をされているというふうに思います。そういう工夫というものを町民の中で共通のベースにしていくと。情報を町としてそういうものをもって、それをやはり住民みんなに利用していただくという連鎖反応を起こしていくということも大事だと思っんですね。それがやはり協働の町づくりという観点にもそれは当然合致するというふうに思っんです。

ですから、これまでは御宿町、町単独でごみ処理をしてきました。そういう面では自治体と住民との関係で、自由なごみ処理の形態ができたわけでもありますけれども、これからは広域事務組合の一括でごみを処理する、そういう念頭にしておほとんど定まっているというふうに理解しております。その中で、じゃ具体的にどう進めていくか、そのようにさまざまに分別していけば、現状の中で町の負担というのも下がってくる。このままでいけば、多分一般的には人口割とごみ量を合算した中での負担の利率が決まってくるというのが一般的な考え方だと思っんですね。そうすると、今のごみの量では、御宿町は多大な負担を背負いかねないという事態にもなると思っんですね。ですから、そういう面でもこんな小さな自治体がそれだけのものを背負うというのは大変だと思っんですよ。

それから、この中には含まれておりませんが、今後今ある施設を、焼却場を含めたものを取り壊していくと。それから安全対策をしていくと。これも何か今までの議論を見ると、

各自治体が単独でやるような話もあるようでございます。私は、それはやはり広域でやったからには広域的な負担の中で後押しをしてやるというのが筋じゃないかなと思うわけでありまして、けれども、どうも広域ではそういう話になっておらないというふうに伺っております。そうした負担も今後していかなくちゃいけないわけですね。勝浦は単独ですからいいかもしれませんが、御宿町はこの間、大原から先ほど申しましたとおりにごみも受け入れてきているという事態もあるわけでありまして。そうしたもろもろもあるわけでありまして、これについて先ほど最終的には1,250グラムだという目標値を出しましたけれども、私はもっともっと住民の皆さんの協力を引き出すことができれば、全国平均まで持っていく可能性があるんじゃないかというふうにも思っております。

ただ、一般住民、それから事業系、それから海岸ごみ等、御宿町はさまざまなごみの形態がありますから、これをどうするかという問題があります。住民の皆さん、そしてまた事業系についてもやはり今の流れである、そうした自然に優しい、地球に優しい、人間に優しいそういう中で、御宿町のこの中でどういうサービス業をつくっていくかといったことも、新たな問題の中、もう一度私は構築をし直す必要があるんじゃないかなと思います。

御宿町はこれまでもダイオキシンで全国ワースト4、それから今日も何回か話に出ましたけれども、ゴルフ場の問題だとか、環境の問題で大きな御宿町はさまざまな教訓を経ながら町づくりを進めてきた町であります。そうしたものを生かしながら、町民の皆さんに大きな問題、課題を共通のベースとして提起をしていけば、必ず実現をしていくというふうに思うんです。ですから、新たな負担になって大変だなということよりも、じゃこの困難をどう積極的な町づくりの中に生かしていくかという観点でこの事業を、そしてまた広域でのごみ処理との関係も含めまして私は進めていく必要があるというふうに考えるわけでありまして、今後のごみ処理についての基本的な考えについてお伺いします。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 平成22年度に町のほうでごみ質の分析調査というものを行いました。その中で年4回行ったわけでございますけれども、ごみ質の割合が1立方メートルの体積の中に紙や布類が約52%というふうなものになっております。プラスチック類が32%、あとは枯れ葉とか材木等が5%ということで、実際の生ごみのパーセンテージがそのうちの6%ということになっております。

御宿町の場合、リサイクルの関係につきましては、産業廃棄物関係の基本方針の目標値のリ

サイクル率が約24%以上を目標としているという中で、実績で御宿町の場合には31.7%のリサイクル率があるということでございます。非常に高い数値になっておるわけでありませう。

何で指定ごみ袋が有効な手段になるのかということにつきましては、先ほども申し上げましたけれども、例えば勝浦市の場合では指定袋を導入したら約15%減ったと。一般的には10%ぐらい減っていますよという中で御宿町も10%、最終的には15%という数値を検討した中で導入したわけでございます。

先ほど申しましたように、生ごみのパーセンテージが約6%、これは平均値でございますので、夏場とまた冬場は違ってくるわけでございますけれども、その中で生ごみの6%の中の三成分といいまして、水分と灰、可燃物になる割合というものが、その中に水分が46%あるということでございます。そういう中で例えば段ボール、布類等を今まで以上に分けて出していただければ、もっと低い数値にすることが可能ではないかなというふうに考えておりますので、その辺について広報とかそういうものを通じまして啓発活動をしていきたいというふうに考えております。

5番(石井芳清君) 今のお話ですと、まだまだ率としてはリサイクル率ですか、今回の計画ではたしか24%と書いてありましたよね。それから御宿町は既に31%を超えているということではあるんですけども、生ごみの率が6%の中のまた水分が46%と、これは体積率ですか、重量率ですかというのがちょっと疑問ではあるんですけども、いずれにしろ94%抜けるということですよ、焼却ごみでは。

議長(新井 明君) 米本建設環境課長。

建設環境課長(米本清司君) 完璧にできればと。

5番(石井芳清君) いいえ、それは別にして、数値上、ですから、そうすれば大幅に下がるわけですよ。それは高齢化の中でなかなかうちのおばあさんもリサイクルを分けるのも絵を見ながらやっと分けるような状態ですから、やはりそれはなかなか大変だと思うんですけども、先ほど言ったとおり地域の皆さん、また行政区の役員の皆さんを含めましてご協力をいただければ、私はこれだけまだ可能性が充分あるわけですから、最終的な住民負担、そしてまた町自身の広域への負担というのも大幅に減ずることができると、これは町づくりをどう進めるかにかかってくると思うんですよ。町長どうでしょうか、ごみ問題に対して、町としてもやはり町長が先頭に立って、これまでもトレイだとかやられているのは、よく承知しておりますけれども、大きな問題だというふうに私は認識しているわけでありませうけれども、最後、町長

にこの問題について見解をお伺いしたいと思います。

議長（新井 明君） 石田町長。

町長（石田義廣君） 今ごみ量の問題が出ておりましたけれども、私自身としては1つには交流人口といいですか、観光客による、夏場を中心にしたごみがかなり大きな比重を占めているんじゃないかと思えます。そういう中で1つにはごみの持ち帰り運動などにより非常に大きな効果が出てくるんじゃないかなと思えます。

今後のごみ処理計画につきまして、処理施設につきましては、1月30日に行いました説明会でも申し上げましたけれども、非常に各市町の現在ある施設がやはりかなり老朽化して、あと5年ないし6年ぐらいの耐久力しか持っていないというようなところがあるかなと思えますが、ぜひ今回の計画をきちんと進めさせていただいて、ご意見もいただきましたけれども、前回の中止に至った経緯は、一番の根幹は地元住民の皆さんとのコンセンサスというか、コミュニケーションが不足していたんじゃないかなと思えます。今回もご指摘いただく中で、これから地元区長さんともいろいろお話をいたしまして、できるだけ多く説明会なり資料提示なりをさせていただいて、きちんとごみ処理計画をしていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

5番（石井芳清君） 了解いたしました。

最後に基本方針に書いてありますが、基本理念といたしまして夷隅の海と緑の子供たちにつながるスリム社会の推進、みんなで進めるもったいない町づくりというふうにうたわれております。私はまさにそのとおりだと思いますし、こうしたものを構成団体、そしてまた住民、本当に一つのものとしていくということが大変重要であるということをご指摘させていただきました、一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

議長（新井 明君） 石井芳清の一般質問を終了いたします。

時間延長の件

議長（新井 明君） もうすぐ午後5時になります。議事の都合により、会議時間を延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 異議なしと認めます。

議案第1号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第5、議案第1号 御宿町監査委員の選任についてを議題といたします。

石田町長より議案の説明を求めます。

町長（石田義廣君） 議案第1号 御宿町監査委員の選任について、提案理由を申し上げます。

現在、町監査委員としてご活躍をいただいております綱島 勝氏が平成23年3月31日をもって任期満了となりますので、再任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。

綱島 勝氏の略歴につきましては別紙のとおりでございますので、よろしくご審議、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第1号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第1号は原案のとおり同意することに決しました。

議案第2号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第6、議案第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

石田町長より議案の説明を求めます。

町長（石田義廣君） 議案第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由を申し上げます。

本案は、3月末で任期満了となります固定資産評価審査委員会委員の河崎修政氏を再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものです。

同氏の略歴につきましては、資料として添付してございますので、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第2号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第2号は原案のとおり同意することに決しました。

議案第3号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第7、議案第3号 御宿町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

石田町長より議案の説明を求めます。

町長（石田義廣君） 議案第3号 御宿町教育委員会委員の任命についてご説明を申し上げます。

平成23年3月31日をもって、御宿町教育委員会委員、浅野祥雄氏が任期満了となりますので、浅野祥雄氏の再任について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

略歴は、別紙のとおりでございますので、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

任期につきましては、平成23年4月1日より平成27年3月31日までの4年間でございます。よろしく申し上げます。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(新井 明君) 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第3号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(新井 明君) 全員の挙手です。

よって、議案第3号は原案のとおり同意することに決しました。

議案第4号の上程、説明、質疑、採決

議長(新井 明君) 日程第8、議案第4号 御宿町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

石田町長より議案の説明を求めます。

町長(石田義廣君) 議案第4号 御宿町教育委員会委員の任命についてご説明を申し上げます。

平成23年3月31日をもって、御宿町教育委員会委員、本吉幸子氏が任期満了となりますので、本吉幸子氏の再任について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

略歴は、別紙のとおりでございますので、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

任期につきましては、平成23年4月1日より平成27年3月31日までの4年間です。よろしくお願いたします。

議長(新井 明君) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(新井 明君) 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第4号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第4号は原案のとおり同意することに決しました。

議案第5号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第9、議案第5号 御宿町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

石田町長より議案の説明を求めます。

町長（石田義廣君） 議案第5号 御宿町教育委員会委員の任命についてご説明を申し上げます。

平成23年3月31日をもって、退任されます御宿町教育委員会委員、佐藤和己氏にかわり、新たに竹内達哉氏を教育委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

略歴は、別紙のとおりでございますので、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

任期につきましては、平成23年4月1日より平成26年6月30日までの3年3カ月間です。よろしく願いいたします。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第5号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第5号は原案のとおり同意することに決しました。

議案第6号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第10、議案第6号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協
議についてを議題といたします。

氏原総務課長より議案の説明を求めます。

氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 議案第6号 千葉県市町村総合事務組合の規約変更についてご説明を申し上げます。

本案は、千葉県市町村総合事務組合の組織団体数の増減に伴いまして、千葉県市町村総合事務組合の規約の改正が必要となりましたので、協議をいたすものであります。

改正の内容につきましては、千葉県市町村総合事務組合の組織団体である館山市及び南房総市学校給食組合が平成23年3月31日に解散することにより、組合の団体の数が減少することから、本組合同約中、組合を組織する地方公共団体に関する規定及び協働処理する事務にかかわる共同処理する団体に関する規定について改正を行うものであります。

改正後の共同処理団体数は36市、18町村、39一部事務組合、1広域連合の94団体となります。

以上のとおりです。よろしく申し上げます。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第6号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

散会の宣告

議長（新井 明君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

明日 9 日は午前10時から会議を開きますので、ご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

長時間にわたりご苦労さまでした。

（午後 4 時 5 1 分）